

平成26年8月 教育委員会臨時会会議録

1 開会の日時

平成26年8月22日（金） 午前9時30分

2 出席委員

齋藤道子	委員長
森武洋	委員長職務代理者
三浦溥太郎	委員
荒川由美子	委員
青木克明	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大川 佳久
教育総務部教育政策担当課長	菱沼 孝
教育総務部生涯学習課長	野間 俊行
教育総務部教職員課長	栗原 裕
教育総務部学校管理課長	菅野 智
学校教育部長	小田部 英仁
学校教育部教育指導課長	丸瀬 正
学校教育部支援教育課長	三浦 昭夫
学校教育部学校保健課長	藤井 孝生
学校教育部スポーツ課長	三橋 政義
中央図書館長	小貫 朗子
博物館運営課長	稲森 但
美術館運営課長	佐々木 暢行
教育研究所長	市川 敦義

4 傍聴人 2名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に三浦委員を指名した。

- 日程第2 議案第38号は、今後、市長が議会に提案する案件であるため、
日程第3 議案第39号は、人事案件であるため、秘密会とすることを提案、
「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告
前回の定例会から本日までの報告事項

(青木教育長)

それでは、平成26年8月7日から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

今回は、前回定例会からの期間も短く、夏季休業期間でもございますので、学校行事として行われた、2点についての報告でございます。

1点目は、16日の土曜日に総合福祉会館を会場として行われた「全国中学生創造ものづくり教育フェア 創造アイデアロボットコンテスト第11回横須賀大会」です。

この大会は、中学校教員の技術・家庭科研究会が中心となって、中学生にもものづくりの楽しさやその製作過程を通して生きる力の養成を目指し、神奈川県内で一番早く取り組んだ歴史ある大会で、当日は、7中学校から24チーム104人の生徒が参加し、それぞれ工夫を凝らしたロボットで全国大会ルールに則って熱戦が展開されました。

また大会の前半は、自分たちのロボットの特徴や、製作によって得たさまざまな感想などを、限られた時間内で発表するプレゼンテーション技術を競う部門もあり、運動部に比べて活動発表機会の少ない文化部の生徒たちにとって、有意義な催しだと捉えています。

2点目は、翌17日日曜日に芸術劇場大ホールを会場として開催された、「第27回子どものための音楽会」です。

25年の長きにわたりご指導いただいている「大木孝雄先生」の指揮のもと、市内中学校からオーディションにより選抜された吹奏楽部員の精鋭たちの演奏を中心に、メインでは小学生や中学生に加え、大人の合唱隊が一同に、「組曲横須賀」を高らかに歌い上げ、最後は、会場も一体となって「横須賀市歌」が歌われ、大変に感動的な、素晴らしい音楽会でありました。

前回定例会でも報告いたしましたが、夏季休業最終の3日間、27日から29日

は、全ての小・中学校、ろう学校・養護学校において授業日とし、休業明けの9月1日からは、給食も開始されます。

私からの報告は、以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第37号『教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第37号『教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則中改正について』ご説明いたします。

本議案は『教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則』について、教育指導課と美術館運営課の所掌事務について、新たに標準処理期間を追加するとともに、所要の条文整備を行うため、改正しようとするものです。

改正の内容についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案第37号の5ページをお開きください。こちらの改正議案の朱書きでご説明いたします

はじめに、別表中、3. 教育委員会事務局学校教育部の支援教育課の前に、中段に記載の、教育指導課の所掌事務である「市立高等学校の授業料、入学検定料及び入学金の減免」並びに「市立幼稚園の保育料及び入園料の減免」の許認可等事務を新たに追加いたします。根拠法令及び処理に要する標準期間は記載のとおりです。

6ページをお開きください。次に、別表中に、4. 教育機関の表を設け、こちらへ美術館運営課の所掌事務である「特別利用の許可」「特別利用料の減免」「観覧料及び使用料の減免」に係る許認可等事務を新たに追加します。根拠法令及び処理に要する標準期間は記載のとおりです。

また、2の教育委員会事務局教育総務部に記載されていた、中央図書館及び博物館運営課の許認可等事務については、2の教育総務部の表から削除し、4. 教育機関の表に規定いたします。

なお、施行日は公布の日としております。

以上で「教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規則中改正について」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第 37 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（1）『教育委員会の点検・評価について』

（教育政策担当課長）

それでは、教育委員会の点検・評価結果について、ご説明させていただきます。お手元にお配りいたしました「教育委員会点検・評価報告書（案）」（平成25年度対象）とあります冊子の1ページをお開きください。

表題の「はじめに」の「（1）点検・評価の目的」にありますとおり、教育委員会の点検・評価は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、全国すべての教育委員会での実施が義務付けられているものです。

教育委員会が事前に立てた基本方針に沿って具体的教育行政がどのように執行されたかについて、教育委員会が自らチェックするとともに、地域住民への説明責任を果たすという意味で、市議会への報告、市民への公表が必要とされております。また、点検・評価の実施にあたりましては、客観性を担保するという観点から、学識経験者の知見を活用することとされております。

本市の点検・評価報告書につきましては、平成22年度に策定した横須賀市教育振興基本計画の第1期実施計画に示した施策体系に基づいて平成24年度から行っており、本年度も同様の形で作成いたしました。

2ページをご覧ください。

「（2）点検・評価の方法」ですが、点検・評価の具体的な内容や方法につきましては、各教育委員会に委ねられております。本市におきましては、横須賀市教育振興基本計画における重点課題に対応する主な事業を中心に、「学校教育編」、「社会教育編」、「スポーツ編」の3つに区分された各編の関連事業、目標指標の計画に対する実績をもとに点検・評価を行いました。評価にあたりましては、客観性を確保するために、記載された3人の外部の学識経験者からご意見をいただいております。

なお、スポーツ編については、神奈川県立保健福祉大学教授の渡部 鏝二先生からご意見をいただきましたが、今年度はご多忙とのことで、防衛大学校名誉教授の今野 睦夫先生をご推薦いただき、ご意見をいただきました。

本日、当委員会でいただいたご意見などを踏まえ、平成26年第3回市議会定

例会の教育福祉常任委員会へ報告いたします。その後、市民の皆さまへの公表ということで、ホームページ、広報よこすか、行政センターへの配架などで周知を図ってまいります。

3ページをお開き下さい。

横須賀市教育振興基本計画では、「横須賀の子ども像」「目指す子どもの教育の姿」の実現に向けて、解決すべき課題をあらためて捉え4つの「重点課題」として位置付けました。1として「学校・家庭・地域の連携推進」、2として「学力・体力の向上」、3として「いじめ・暴力・不登校の未然防止と早期解決」、4として「学校の教育力向上」、これら4つの「重点課題」に対応する13の主な事業に関して、重点的に点検・評価を行いました。

ご説明については、この重点課題に対応する主な事業の第1期実施計画期間である過去3年間の総括および実績と学識経験者の評価、評価に対する今後の方向性を中心にご説明させていただきます。

1点、訂正がございます。

20ページの上から三つめ、学識経験者の評価の冒頭に「学部アンケート」とありますが、「外部アンケート」の誤りです。申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。

それでは21ページをお開き下さい。

【8 学力向上事業】です。「横須賀市学力向上推進プラン」に基づき、学力向上の取り組みの充実を図ります。

22ページをご覧下さい。

第1期実施計画期間の総括および実績については、PCDAサイクルの確立、個別支援や家庭学習の取り組み、学習状況調査の実施成果について挙げております。

23ページをお開き下さい。

これらに対する学識経験者の評価としては、各学校の取り組みの成果とPCDAサイクルの確立が順調に進んできたことについて評価できるなどの意見をいただいております。評価に対する今後の方向性としては、学習状況調査のデータを意識調査も併せて丁寧に分析し、子どもたちの学習意欲や自己効力感についての実態を明らかにしていくとしております。

24ページをご覧下さい。

【9 小中一貫教育構築事業】です。義務教育9年間を見通し、児童生徒の発達の段階や学びの系統性・連続性を重視した教育を行い、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成するために、小中一貫教育の構築を図ります。

25ページをお開き下さい。

第1期実施計画期間の総括および実績については、研究委託校の協力により

小中一貫教育の在り方の整理をすることができたので、第2期実施計画では小中一貫教育推進校を設置し、市内に広く発信していくとしております。学識経験者の評価としては、研究委託校における研究の取り組みの成果について評価出来るものご意見をいただいております。評価に対する今後の方向性としましては、全市展開に向けて、参考となる研究委託校の先進的な取り組みを発信していきたいとしております。

26ページをご覧ください。

【10 支援教育推進事業】です。支援や配慮を必要とする幼児・児童生徒の様々なニーズに対応し、日常の教育活動の充実を目指します。

27ページをお開き下さい。

第1期実施計画期間の総括および実績については、支援教育推進委員会における目標は概ね達成できたとしておりますが、介助員の配置については、まだ十分ではない状況と認識しております。学識経験者の評価としましては、介助員増員と各学校への配置が急務であり、支援教育の推進を今後も積極的に図ってほしいものご意見をいただいております。学識経験者の評価に対する今後の方向性において、介助員の効果的な活用については、今後さらに検討していくとともに配置時間や人数の充実を目指したいとしております。

以上で、重点課題に対応する主な事業についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、目標・施策に基づく関連事業は、学校教育編について、64の関連事業と138の行動計画、社会教育編について、49の事業と143の行動計画、スポーツ編について、23の関連事業と59の行動計画、これらの昨年度実施状況を36ページから83ページに記載いたしました。

目標指標については、学校教育編9指標、社会教育編7指標、スポーツ編6指標、これらの目標値に対する実績を86ページから99ページに記載しており、本年度は目標値に対する過去3年間の実績値を折れ線グラフで表しております。

なお、88ページと89ページの学校教育編、指標4の「いじめ解消率」と指標5の「不登校児童生徒の学校復帰改善率」については、9月中に実績値が公表されますので、公表され次第、報告書の確定版を改めて配付させていただきます。

巻末には関連事業、目標指標に使用している注釈の用語について解説を記載させていただきます。

最後に、ホームページで市民の皆様から募集した点検・評価報告書案についてのアンケートですが、意見はございませんでした。

以上で、報告書の内容についてのご説明は終了いたします。

(森武委員)

それでは、まず一点質問させていただきたいと思います。6ページになるのですけれども、重点課題に対するナンバー1のところ。「学校いきいき事業」の5番の課題のところなのですけれども、この課題を見ますと、以前から多分同じようなことを課題として挙げられたと思うのですけれども、学校側と地域の間がなかなか埋まらないということで、協力がとりにくいケースがあるということだと思います。これは課題なので当然そういう課題があっただろうかと思うのですけれども、その後の6番、次のページをめくっていただいて、6番のところの課題に対する今後の改善策なのですけれども、ここも以前から余り変わっていないのかもしれませんが、一番最後の文章を読みますと、アプローチしていくことは難しいと考えるということで、この表現ですと、この課題に対する改善策はないというふうにも見えてしまうのですけれども、これはどのように理解すればよろしいのでしょうか。

(学校教育部長)

今、ご指摘を受けた部分ですが、確かに6の今後の改善策のところ、教育委員会が直接地域の方へアプローチするのは難しいというように書かれているのですけれども、やはり学校と地域、そして保護者というのは直接連携をとっていただくということが重要だと思っています。そのためには教育委員会として直接地域にはアプローチは難しいけれども、学校を介して、学校への働きかけということは、あるいは支援を積極的に進めていきたいという考えは持っております。

(森武委員)

私の理解では、5番の課題に対して6番の課題に対する今後の改善策というのが基本的にはあると思うのですけれども、5番で協力がとりにくいケースがあるというのは、教育委員会というより、学校と地域との協力がとりにくいということから、いろいろここに書かれているとおりに思うのですけれども、改善策ですので、改善策はやっぱり学校とか地域がどうやっていくかというところを書くべきであって、教育委員会が直接アプローチをするのは難しいというのは、全く違うことを述べられているだけなので、細かいことかもしれませんが、改善策のところを書くのはちょっと適当ではないのかなという考えがありましたので、そのあたりもしもう一度検討いただいて、適切な表現に、変更できるならしていただけたらいいですし、もし今年無理であれば、来年度以降、少しこのあたりの関係について、もう少し整理していただければと思います。

(学校教育部長)

確かに課題に対する、ではそういう難しい学校への支援を教育委員会が具体的にどうするのかというところを載せないで、改善策という部分は弱いと思いますので、その部分、もう一度検討させてください。

(森武委員)

お願いいたします。

(齋藤委員長)

質問というか意見なのですが、23 ページですが、これは学力向上事業のところなのですが、23 ページの学識経験者の評価のところ、下から3行目の終わりぐらいですが、数値変化以上に、子どもたちの意識のありようを丁寧に見とる質的なアプローチを導入しながらという文言があつて、これは大変重要なご指摘だと思うのですが、これに対しての先ほどの今後の方向性の一番下の丸ですが、その際、意識調査もあわせて分析を行い、多面的に把握できるようにしていきたいとあるので、やってくださるおつもりであることは十分にわかるのですが、具体的に子どもたちの意識のありようというのは、実は結構調査するのは難しいかなと思うのです。大変重要な調査だと思うのですが、ただ、それについて具体的にどのような調査をしていこうとお考えなのでしょうか。その方法というか、例えば質問するのならどんな項目にするかとか、そういう具体的なことというのは、これから詰めるのでしょうか。

結局、質問になってしまいましたが、どうでしょうか。

(教育指導課長)

今、学習状況調査については、市のほうも今年度から小学4年生と5年生、それから中学1年生と中学2年生ということで、全国とあわせて小学4年生から中学3年生まで6年間の調査が始まりました。その中には質問紙がありまして、その中で生活習慣や子どもの意識等について、いろいろな部分の質問があります。それを詳細に分析し、また足りないところが何なのかということ洗い出しています。今、委員長おっしゃられたような追加の質問があるならば、考えていきたいと思えます。

(齋藤委員長)

お願いいたします。結局、子どもたちがどういう意識で学校とかに向いているのかという、やっぱりそこが学力の結局一番の基盤だと思いますので、ぜひ

その辺の質問もよろしくお願ひいたします。

それからもう一点、49 ページなのですけれども、これは施策の8の校内研修とか、研究・研修への支援の充実なのですが、そこでやっぱり学識経験者の方から、2行目ですが、教員が他校に出かけて参加する機会が十分に保証されていないとあります。これは比較的、いつも前から言われていることだと思うのですが、改善はなかなかやはり現実には難しいと捉えておられるのか、さらに何とか手を打とうと考えておられるのか、どちらでいらっしゃるのですか。

(学校教育部長)

確かに先生方の日常の業務がかなり膨らんできて、多忙化してしまっていて、それでも研究発表にもなかなか行きにくいという状況を改善するということは、非常に難しいのですけれども、ただ校長会等とも連携をとって、例えば初任の先生は積極的に参加するように働きかけをしていただいたり、あるいは長期休業も授業日とすることで、少し週時程に余裕を持たせる中で、参加体制をとりやすくしていただくというような形で、少しずつ改善していっているかなという事は感じています。

(齋藤委員長)

せっかくそういう研究・研修をなさるのであれば、より効果的にそれが活かされるように、そういうことをいろいろ大変条件が厳しいと思いますけれども、できるだけ努力をしていただければと思います。ありがとうございます。

(森武委員)

先ほどの委員長の最初の質問とも少しかかわるのかもしれないのですけれども、15 ページの生活習慣病向上推進事業のところ、これは学習ではなくて生活状況なのですけれども、3番の行動計画の子どもの生活状況の分析というのは、24年度実施されて、25年度は実施予定だけれども、未実施ということです。これは教育振興基本計画の見直しに向けた調査の中で既に行ったからということで理由は挙げられているのですけれども、実施予定だったのを見送られた学習状況も、あと生活状況が基本だと思うのですけれども、これを毎年やられる予定をやらなくなったというのは、毎年やってもほとんど傾向は変わらないという意味でやられていないのか、それともいろいろなところの負担が大き過ぎて、調査の手間に比べて得られる情報が少ないという判断なのか、そのあたりというのはどういうふうなことになっているのでしょうか。わかる範囲で教えてください。

(教育政策担当課長)

今、委員おっしゃるとおり、第2期実施計画の策定段階で、アンケートをとっており、その傾向がそんなに変わるものではないという判断から、3年に1度、アンケートを実施すれば、それで把握はできるという判断で、平成25年度は未実施、次回は平成28年度の見込みで行うということでございます。

(森武委員)

横須賀市は今期から学力向上を掲げたりされていますけれども、学習状況と生活状況は密接に関係していると思うのです。アンケートを毎年とっても変化がないということですが、それは今の生活状況で、特にもう改善するところがないし、そのまま横ばいなので見送るのだったらよいのですけれども、一方で生活習慣改善に向けた啓発リーフレットというのを配られて、その事業は引き続きやられているということですから、やはり何か改善するところがあるという認識だと思います。その場合、リーフレットを出し続けても、4年間たたないと次のアンケートをとらなければ、このリーフレットの効果がどうであったとか、あるいはリーフレットをではどういうふうに変更していけばいいのかというような指標が得られないと思うのですけれども、そのあたり、本当に4年間に1度でいいのかなというところが少し気になりました。私もこの少ない情報の中で質問しているので、少し間違えた質問をしているかもしれませんけれども、本当にそれでいいのか。あるいはちょっともし間違っているところがあれば指摘していただければと思うのですけれども。

(教育政策担当課長)

市の学習状況調査のほうで、質問紙調査を入れており、それから全国学力・学習状況調査においても、質問紙調査があるということで、その中で子どもたちの生活状況についての質問項目もございますので、その辺で補える、先ほど私の説明不足だったと思うのですけれども、補えるということもその一つの理由です。

(森武委員)

そうしましたら、今の質問で何となくつながってきたのですけれども、この生活習慣向上に向けたリーフレットの例えば改訂とか、そういうものというのは、ほかの学力調査に含まれている生活習慣部分のアンケートの結果などを参考にして、これは改善されていくということで、この子どもの生活状況調査の分析ということで、詳しくやられるのは4年に1回でいいという、そういう理解でよろしいわけですか。

(教育政策担当課長)

そのとおりです。

(森武委員)

もう一点、ちょっとここはご指摘しにくいところではあるのですが、18 ページ、そこだけでもないような気がしたのですが、学識経験者の評価です。これはもしかしたら去年も指摘させていただいたかもしれないのですが、評価のところ、例えばこの 18 ページを見ますと、白丸の評価されている一番最後のところで、それらの有効活用法をさらに学校へ広げていくようにしたいというような書き方をされています。これは恐らく広げてほしいとか、いくべきであるとかということを意図して書かれたものが、表現が誤って少し評価になっていないような形で記載されているのかなと思うのですが、これは評価をお願いした先生のもをそのまま記載してしまっているのか、あるいは事務局のほうでチェックはされているのでしょうか。

(教育政策担当課長)

基本的には教育政策担当としては事務局として、先生の評価をそのままの載せる形をとっております。

(森武委員)

もちろんいただいた評価について、評価の中身を変えるようなことをお願いするというのは、もちろんだめだと思いますし、中身はそのまま結構かと思うのですが、表現の部分、あるいはたくさんの評価をされる中で、少し文体が変わってしまったりするケースもあるかと思いますが、そのあたりはやはり評価される先生にご連絡した上で、統一されたほうが良いと思いますので、そのあたりの検討をお願いいたします。

(教育政策担当課長)

ご指摘のとおり、一応文章的な問題もあると、その辺は先生にも確認をとっていきたいと思います。

(森武委員)

あともう一点お願いしたいのですが、44 ページの情報活用能力の育成というところで、いろいろなことを以前からやられていて、私も少しかかわらせていただいたり、見させていただいているのですが、意見の中でタブ

レットの活用がという意見が出ていまして、その意見に対する方向性で未導入のタブレットPCについての授業での活用事例については、先進自治体の活用事例を収集し、発信できるようにということで、今のところ情報収集を行いたいというところにとどまっていると思うのですけれども、この部分、急速に普及していて、もう入るのは当り前のような時代になってきていますので、情報収集をされるのはもちろんですけれども、状況によっては例えば教育研究所でそれほど高額なものでもないのです、例えば数台、試験的に購入されて、どういう可能性があるかの研究をされるとか、そういうもう少し踏み込んだことをされてもいいのかなと思うのですけれども、そのあたりについては、どのような方向性をお持ちなのでしょうか。

(教育研究所長)

ご指摘のとおり、タブレットPCに関しましては、全国にも広がっているところもございますので、本研究所におきましても、1台タブレットPCを今研究をしている最中がございます。

(森武委員)

そうしますと、ここの方向性のところでは少し遠慮して書かれていないのかもしれないかもしれませんが、情報収集をするとともに、研究所のほうでも独自に研究を始められているという認識でよろしいのでしょうか。

(教育研究所長)

そのとおりでございます。

(森武委員)

この機会に聞かせていただければと思うのですけれども、70 ページの一番上のところなのですけれども、ティボディエ邸復元計画の検討というところで、その行動計画の2番目の解体調査報告書(暫定版)というところなのですけれども、これは23年度からずっと作成で、2期の計画でも継続ということで、これはずっと作成が続くような感じなのですけれども、これ暫定版というのはいつか完成するという意味で作成されているのか、どのような、具体的にはこの報告書というのはどういうものを指しているのか、お教えいただけますでしょうか。

(生涯学習課長)

ティボディエ邸の冊子については、一応一回でき上がっていますが、随時研

究を重ねて、新たな項目が追加されたりすることがあり、若干にしろ、修正するのは大変お金がかかってしまうため、一回つくった冊子ですけれども、一応専門家がわかった時点での情報をちょっと書き入れているということでございます。

いずれここに書いてございますように、ティボディエ邸については、復元するのにはかなりの予算もかかりますので、随時そういう情報を収集させていただきながら、冊子の完成版に近づけているというような形でございます。

報告事項（２）『学校敷地内における教職員等駐車場所の有料化について』

（教育政策担当課長）

学校敷地内における教職員等駐車場所の有料化について、平成 25 年度に市立幼稚園・小中高等学校教職員代表者及び教育委員会事務局職員等で構成する学校敷地内駐車場所所有料化検討会議を 4 回開催しまして、このたび、有料化の方針がまとまりましたので報告いたします。

資料の 1 ページをご覧ください。

1 番の学校敷地内への自家用自動車の駐車許可についてですが、（１）学校用地の安全・緊急車両の活動場所の確保等を図った上で、「来校者の車両」、「通勤・公務で使用する車両」の駐車を認める。「通勤・公務で使用する車両」については、校長が認定し、その台数については各校の事情により、校長の裁量として定めることとします。

2 番の使用料徴収対象者についてですが、（１）市立学校に勤務する教職員等のうち、自家用自動車を通勤・公務で使用する「常時、週 23 時間 15 分以上勤務する教職員等」とします。（２）市立学校とは、総合高校・小学校・中学校・幼稚園・ろう学校・養護学校を指します。（３）「一時的駐車車両」、「業者車両」、「来客車両」、「学校開放利用車両」は、使用料を徴収しません。

3 番の基本使用料についてですが、（１）整備された駐車場所は、月額 6,667 円に消費税とします。（２）整備されていない駐車場所については、月額 5,000 円となります。（３）自動二輪車・原動機付自転車は、月額 1,000 円とします。（２）と（３）は消費税はかかりません。

4 番の使用料の減額・免除についてです。3 - （３）は減額・免除から除きます。

（１）公共交通機関の利便性が低い学校については、次のア・イのいずれかの減額を適用します。ア 西行政センター管内の学校は基本使用料から 2,000 円を減額します。対象は※印の 9 校です。イ 最寄りの鉄道駅から 2 km 以上

離れている学校は、基本使用料から 1,000 円減額します。対象は※印の 14 校です。

(2) 公務使用の頻度を考慮した免除についてですが、ア 公務使用の頻度を考慮し、以下の台数分の基本使用料を免除します。

総合高校と中学校は 4 台、小学校は 2 台、幼稚園は 1 台、ろう学校・養護学校は 3 台分免除します。

イ 小・中学校について、19 学級以上の学校は規模を考慮し、(2) のアに加え、1 台分の基本使用料を免除します。なお、学級数の把握は前年 5 月 1 日の学校基本調査により行い、特別支援学級の数も含めます。

2 ページをご覧ください。

5 番の使用料の試算についてですが、平成 26 年 1 月に実施した駐車台数等調査の駐車台数に基づき試算したところ、市立学校全体の四輪の台数が 1,368 台で、免除台数が 216 台ですので、徴収対象の台数が 1,152 台、二輪が 143 台ですので、月額使用料合計が 5,278,000 円となり、12 をかけた年額使用料が 63,336,000 円となります。詳細は別紙の試算表をご参照ください。

6 番の納付方法についてですが、(1) ひとつの学校の利用者全員を「ひとつの利用団体」として「納付書」を発行します。(2) 使用料は、「金融機関の窓口」・「市役所・行政センターの会計窓口」で納めていただきます。(3) 納付回数は、5、8、11、2 月の年 4 回とし、各納付月の末日までに納めていただきます。例えば、4～6 月分を 5 月末までに納める形になります。

7 番の実施時期については、平成 27 年 4 月 1 日からの施行とします。

8 番のその他ですが、(1) 有料化に当たっては、「目的外使用許可に関する取扱基準」に基づき、学校管理課にて「管理要領」を作成の上、実施します。(2) 有料化実施後、「目的外使用許可に関する取扱基準」の改定に合わせて、「管理要領」を見直すこととします。

3 ページ目には、参考までに、平成 15 年 3 月 12 日付けの「学校用地内自家用自動車駐車に関する方針について (通知)」と使用料の試算表を添付しましたので、ご参照ください。

(森武委員)

基本的なことがわかっていないので教えていただきたいのですが、車で通勤されているこの市立学校に通っている先生方というのは、現状では通勤手当というのはどういう感じで支給されているのですか。電車で通うのと、例えば車で通うのは算定基準が違うとか、何かそういうのはあるのでしょうか。

(教育政策担当課長)

委員おっしゃるとおりで、電車、バスの利用、交通機関の利用の場合と、家用自動車を使つての通勤手当は違います。

(森武委員)

車の利用の通勤手当は非常に低く抑えられているので、もしかすると先生ですと県ですが、県の基準も同じかなという気もするのですけれども、その場合は通勤手当はそのまま低い額で、学校にとめようと思うと、月五千円とか六千幾らというのが発生するというような認識でよろしいのでしょうか。

(教育政策担当課長)

そのとおりでございます。

(森武委員)

そうしますと、基本は車で来ないようにしてくださいと。電車で来ればその額は恐らく全額ちゃんと支給されるけれども、車で来た場合は、県の基準はわかりませんが、ガソリン代が出るか出ないかぐらいの額しか出ていないと思うので、そこにこの駐車場代を払うと、恐らく非常に負担が重くなると思うのですけれども、そのあたりというのは、私はもう基本的には車で来ないでほしいので、こういう規則をつくっているという理解でよろしいのでしょうか。

(教育政策担当課長)

基本的に車で来ないようにという意図ではなくて、もともとは有料化については学校敷地という、これまで特殊性とか家用自動車の公務使用ということで、教職員の方々はとられていなかったというのが実情で、しかしながら、学校敷地内に家用車を無料でとめるということについて、当然、市長部局の職員についても、例えば下水処理場ですとか、そういったところに通勤で家用車に使っている者については、やはり駐車料金を徴収していますので、やっぱりその辺のところの不均衡、そういった面について、いろいろ市民の方や市議会からも、そういったご指摘があったものですから、今回、駐車場の利用料金、教職員の方の学校敷地内に通勤で来られる場合は、有料化は避けられないという状況だということで、この話を進めてきました。

(森武委員)

趣旨はわかったのですけれども、そうしますと例えば公務使用の台数ということで、何台か指定されていますけれども、これは年間を通してこの車を公務使用の車と指定するという形で指定されるのか、あるいは台数だけを決めてお

いて、後ろのほうで納付は利用団体1団体としているということなので、何かそのあたり個人ごとにしないというのには何か事情があるような気もするのですが、すけれども、これはどういうふうな扱いにされるのですか。

(教育政策担当課長)

委員おっしゃるとおりで、特定の車が公務使用ということではないので、皆さん何らかの形で出張に行かれるときに自家用車を使われる。例えば研修に行かれるときに使われるという場合もあり、それから当然家庭訪問等についても、ちょっと学区で離れている方の場合は使われるということのようなところで、特定のどなたの車を公務使用だということではなくて、頻度を調査した結果、大体何台ぐらいが公務使用に使われているという形から割り出した数字で、先ほど申し上げました各学校、そこが4台ですとか、こういった数字を割り出すことにしています。それで結局、教職員の先生方全体で、4台分を免除した形の金額を、通勤で使っている方で割っていただいて、実際にはお一人お一人分担して払うと。ですので、基本的には学校単位で事務局としては全体で何台、通勤で使われているのが何台ありまして、そのうち、公務使用の免除が何台と差し引いた結果、学校として幾ら料金をかけますという形をとっています。その中、4台とか3台とかという免除の台数を引いたものを収めていただく形になるシステムにしています。

(森武委員)

状況はよくわかったのですけれども、根拠としてそれで本当にいいのかなというところが少し疑問なのですけれども、4台を指定しておいて、だけれども、例えば皆さんが出張に一斉に行かれるときは、ある瞬間は20台を要するようなケースもあるようなように聞こえるのですけれども、その場合、その20台分に対して、でも16台分は実はちゃんと駐車料金も取っていると。これは単に通勤に使っているから払いなさいということで取っているというふうにも見えるので、何かそこがすっきりしないような気もするのですけれども、そのあたり、ここまでお金を取るのであれば、公用車をちゃんと配置して、もう全部通勤で来られた方は通勤だけに使ってくださいというようなところまで舵を切るという方法もあるかと思うのですけれども、ある意味、これを見ますと、年間計画の額の収入は入るのだけれども、実際、学校の先生方とすれば、実態は全く何も変わらずに、お金払った上で、あるときには車で出張に行きなさいとか、あるときには車を公用車として使いなさいというところは変わっていないというので、本当にいいのかなという気はするのですけれども、そのあたりは皆さん、これはもうご理解いただいているということによろしいのですか。

(教育政策担当課長)

その点につきましては、説明の冒頭、そういった問題がございましたので、幼稚園初め、市立小中高等学校の教職員の代表ということで集まっていたいで、実態をお聞きしながら、ではどういう形の徴収の方法がいいのだろうかということで検討を進めてきた結果ということですので、その辺は先生方のほうのご理解はいただけたと思います。

(森武委員)

本来、公用に使うべき車というのは、公用車を使うべきというのが原則だと思うのですが、今はそれがなかなか手当できないので、實際上、先生の車を使っているという実態があると思うのですが、これだけの収入を得るようになったときに、ではこのお金を財源とするわけでもないですが、公用車を1台ずつでも配備するとか、何かそういう方向に向けた動きというのは考えられるのですか。あるいはお金が入ったからそれでよかったというような感じで終わってしまうのですか。

(教育政策担当課長)

委員おっしゃる、今後その公用車の配置につきましては、いろいろご意見もあって、例えば中学校の部活の利用があって、用具を運んだりするので、ほしいというようなご意見もあって、ただ、今のところまだその辺がはっきりしていませんので、今後それについてはいろいろまたご意見を聞きながら検討していきたいと思っています。

(荒川委員)

減額のところで、最寄りの鉄道駅から2km以上離れている学校ということで、ここ記載があるのでありますが、それは道のりのことなのですか。それとも距離なのでしょうか。

(教育政策担当課長)

例えば、岩戸小については、北久里浜駅からの、道のりで計算しました。

(荒川委員)

やはり平らな道ばかりでなく、坂道の学校もあつたり、本当に距離は同じではあっても、本当に歩くのもちょっと大変な学校とかもいろいろあると思うのですが、そのあたりでこの学校は減額というところでは不公平感が先生

方のほうになければいいと思ったので、質問させていただきました。

報告事項（３）『「横須賀市立高等学校の在り方について」（答申）の報告』

（教育政策担当課長）

それでは、『横須賀市立高等学校教育改革検討委員会』よりいただきました答申「横須賀市立高等学校の在り方」についてご説明いたします。

経緯といたしましては、平成 24 年度に、今後の市立の高等学校としての在り方について検討するために、事務局内にプロジェクトチームを設置して、市立高等学校としての在り方の基本方針を定めました。

その後、平成 25～26 年度に、横須賀総合高等学校におけるさらなる教育の充実を図るために、このプロジェクトチームの報告書をもとに、学識経験者も含めた「横須賀市立高等学校教育改革検討委員会」を条例設置いたしました。「横須賀市立高等学校の在り方」について諮問し、平成 25 年 7 月より平成 26 年 7 月まで、8 回に亘り審議を行い、8 月 4 日に答申をいただきました。

答申の内容につきましては、別紙「横須賀市立高等学校の在り方について」の通りでございますが、目指す学校像として、「生徒一人一人の自己実現を図り、キャリア意識を育成することのできる学校」と「国際社会において、活躍できる自立した国際人となることのできる学校」としています。

今後の取組については、短期的取組と長期的取組に分けて、示されましたが、短期的取組については、現在も総合高校が取り組んでいることと重なる部分もあり、より一層の取組が期待され、可能なものは、すぐにでも取り組むよう要望されました。

例えば、国際教育については、事務局として、市長部局の関係課とも連携を図り、具体的取組につなげられるよう調整していきたいと考えております。

今後、答申に基づいて、教育委員会において、十分にご審議をいただき、平成 27 年 7 月を目途に（仮称）横須賀市立高等学校教育改革実施計画を策定していきたいと考えております。

（齋藤委員長）

この 1 枚紙の報告書のほうに、今後のスケジュールとして来年の 7 月を目途に実施計画を策定する予定とありまして、例えばこちらの答申案のほうの 7 ページから、今後の取組で短期的取組というのが始まっておりまして、例えば次の 8 ページなのですが、3 つ目の丸で英語教育の英語の力をつけるために、一番最後ですが、英語を使える生徒の育成に努める『必要がある』。それから次の

次の丸で、人事で新任教員を採用するための方策を県教育委員会と調整などありまして、これも『必要がある』。ずっと『必要がある』などが割と多いのだですね。その『必要がある』と指摘されているというのは、確かにそれが必要だと思っておりますが、来年の7月までを目途にしているこれは、例えばこういう何々する必要がありますというのを、ではその必要性を満たすために具体的にはこうすべきだということまで行こうとされているのか、来年の7月までのこの策定実施計画で、どの程度具体化をするおつもりというか、予定なのか、その点をお聞かせいただきたいのですが。

(教育政策担当課長)

せっかくいただいたご答申ですので、その中身については最大限尊重した形で、必要があるということについてはできる限り実施していきたいと思っています。具体的には事務局でワーキングチームをつくって、中身について検討しながら、教育委員会にお諮りしながら、そこで議論をしていただいて、実りある実施計画という形をつくっていききたいと思っています。できるだけ必要があるというものについては、それに近い形で努力していきたいと思っています。

(齋藤委員長)

時間も余りありませんし、それから県教育委員会との折衝というところ、これはすんなりいくかどうかはわからないので、いろいろ大変とは思いますが、これからよく検討していただいて、どうやったら具体化できるのかということまで踏み込んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

(森武委員)

今の委員長の質問と関連するのですけれども、この短期的な取組というのは、答申の中である程度学校関係者が入られているので、これは実際にできるという見通しのあるものを挙げられたのか、できるかどうかはわからないけれども、やるべきだというものを挙げられたのかという、今後、そのワーキンググループとか、この中から取捨選択していくのか、ここに必要だと書かれているものは、ほぼ少なくとも要求はできるような形になっているのか、そのあたりについて教えていただけますでしょうか。

(教育政策担当課長)

基本的には短期的取組と長期的取組というのは、5年を目安に考えると答申をいただいています。その中で今おっしゃるとおり、委員に学校関係者も入っていますので、確かにすぐできることと、予算措置が必要なこと等ございます

ので、全部が全部できるということの観点での答申の仕方ではございません。

(荒川委員)

中高一貫校としての制度改革についてということで、さまざまなメリットやデメリットについても書かれていて、14 ページのところでは、今後、さまざまな意見を聞き、十分な議論をした上で選択していくことを望むものであるというような書き方なのですからけれども、これはそれに向かっていくということなのか、どういう方向でということなのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。そしてその期間というか、そういうものが設けられているのかということもあわせてお聞きしたいと思います。

(教育政策担当課長)

基本的には中高一貫教育につきましては、長期的展望の一つの選択肢として挙げられているもので、今後、中高一貫教育校としての制度改革のこの11 ページのところにも、ここでは前文のところの長期視点に立ち、総合高校を中高一貫教育校に制度改革することを選択肢の一つとして提示すると。その場合、どのような形態が考えられるか、またどのようなよさや課題があるのかをまとめていただいたもので、具体的には委員会の中では、例えば中高一貫の形についても言及はしているわけではございませんので、今後、教育委員会のほうで十分な議論をしていただいて、検討をしてほしいといった形で、必ずしも、やりなさいとかという形ではありません。

(荒川委員)

まだ五分五分ということでしょうか。

(教育政策担当課長)

今後実施計画を組んでいく段階で、教育委員の皆さんにもご意見を承りながら、そこで例えば再度もう少し深いその検討が必要であれば、これはちょっと例えばの話ですけれども、再度もう少し中高一貫教育に絞った検討を加えていくという考え方もあると思います。またさらに検討する組織をとということも含めての話です。ただ、そこのところはちょっと私のはっきりしたことは申し上げられませんので、今後、私たちのワーキンググループでこの答申を踏まえたものを実施計画につなげていく段に、委員の先生方のほうからご議論をいただく中で、もう少し議論が必要だよということであれば、それなりの組織をまたつくるとということも考えられます。

それは今後、委員の皆様方と議論をしていきたいというふうに思っています。

今の段階では、決まったということでの進め方は考えてはおりません。

(森武委員)

ただいまの質問に関するところなのですけれども、この総合高校の中高一貫校としての検討というのは、分類としては長期的取組の②番ということで分類されているという理解だと思えるのですけれども、そうしますと、これは短期、長期の分け方が、5年以内に取り組むものと、5年以上かけて取り組むものということになっているので、そうしますとこれは5年間ぐらいかけて検討するということに分類されているということによろしいわけですか。

(教育政策担当課長)

5年間かけて検討するというのではなくて、委員会の中では実現するとしても5年はいろいろ検討が必要でかかるのではないのでしょうかということで、5年先の検討ということで出されているわけです。だから、5年かけて検討しなさいということではありません。

(森武委員)

そうしますと、もしこれをやるということを決めたとしても、実現するのは2年かかるのか3年かかるのかはわかりませんが、そこから逆算すると、5年後以降には実現する可能性もあって検討するのであれば、逆に言うと検討期間はあと2年なのか3年なのかという、必然的に制約が出てくると思うのですけれども、そうすると、検討に関しては短期的取組のところに入れられるという、要はその行動計画の中に取組のことは入れられる予定なのか、今、これは入っていないので、長期的な中には全く入っていますから、そうするとなかなか実現するのは5年の中で実現できるわけがないというのは、通常この報告書、この答申だけ見るとそうなのですけれども、それとはちょっと違う認識だということによろしいわけですか。

(教育政策担当課長)

その取組という言い方ですが、5年かけてやっていく、5年以内にやっていくという、そういう言い方でなくて、取組として短期的に取り組むという課題と、それからその課題解決には長期的に5年以上かかるという認識で分けていただいた形で答申をいただいたというふうに考えています。

ですので、実現を5年先に、例えば中高一貫なら5年先に、スタートしなさいと、そういう意味としては捉えていません。

(齋藤委員長)

この長期的取組の②として、中高一貫教育校としての制度改編という名称が11 ページについております。これだけ見ると、もう長期的取組として中高一貫教育にするというように読めるのですが、そういう理解とはちょっと違うということなのですか。その中高一貫教育校とするかしないかの検討を5年以上かけてやりましょうという、そういうことということなのですか。今の題目の立て方からいうと、長期に中高一貫教育校にしますという、そういうふうにはしか読めないのですね、この報告書ですと。そうではないということでしょうか。

(教育政策担当課長)

長期的取組として、一つは、現在の総合高校としての発展の取組を1として挙げられて、もう一つさらに発展させるということで、中高一貫教育校としての制度改編も選択肢としてありますという提示を受けているわけです。その中で分け方として、それは当然中高一貫教育を仮に実施するにしても、5年というスパンではなかなかできないでしょうということ、長期的取組の中に入れていただいたというふうに認識しています。

(齋藤委員長)

そうすると、今の教育政策担当課長のお答えでいけば、11 ページの②は、中高一貫教育校としての制度改編の『検討』を入れたほうが、今の多分ご趣旨は通ずるのかなということなのですが、ここに中高一貫教育にするかどうかの検討ということなのですよ。

(教育政策担当課長)

そうです。選択肢の一つですから。ちょっと答申文なので、変えることはできませんので、別の資料等については、その辺、委員おっしゃられた内容について、誤解のないようにしていきたいと思います。

(齋藤委員長)

この答申をつくってくださった検討委員会も、その検討をするのですよ、中高一貫にするのですよではなくて、するかどうかの検討をするのですということによろしいですね。この答申案をおつくりになったほうは。

(教育政策担当課長)

はい。それでメリット、デメリットを示していただいて、形としてもこういう形がありますよという提示の仕方で、それは決められたわけではなくて、中

身としてこういうものがあるねという。ただ、それについて検討して、実現していく、仮に実現していくにしても、5年はかかるでしょうということでの長期取組という位置づけをされたということです。

(三浦委員)

もう大分前からこの問題なっているのですけれども、1年、2年でどのぐらい具体的に進行したのですか、ディスカッションは。ディスカッションしましょうという話で、いつも終わっているような気がするのですけれども。

(教育政策担当課長)

基本的には一昨年度、教育委員会内で基本方針というものを定めたわけですが、当然、それについて、教育委員会としていわゆる機関決定をしていただいたものではありませんので、あくまでも内部のことです。その間、議論の中でやはり事務局内部でそういうものを決めていっていいのかというご批判もあって、外部の委員も入れて、まず今後去年、おとしとということ、2年かけて議論いただいたわけです。委員おっしゃるとおり、前から話があって、ではいつになったら具体になるのかということですが、これで答申をきちっと外部の委員も入れていただいたわけですので、今度はきちっとこれに基づいて、委員会事務局だけではなく、当然、教育委員会の中でも議論いただいて、進めていきたいと、このように思います。

(森武委員)

確認なのですけれども、その検討を進めていくということで、検討を進める、いつまでに検討するのかとかいうのは、来年7月までにとという実施計画の中に、例えばこういう検討委員会をつくって、2年かけて検討しましょうとか、3年かけて検討しましょうという計画は、そこに含まれてくるという理解でよろしいのでしょうか。

(教育政策担当課長)

特に短期的取組については、具体的に実施計画の中に、こういうものは何年までにやりますということのできるかと思うのですが、例えば長期的取組の中で、時間のかかるものについては、おおむねいつまでにとかという、先の時間を入れていただいたり、別途また検討期間を設けてということが議論の中で、ご意見が出されれば、そういう形での計画を策定するというふうに考えています。

(森武委員)

そのあたりの説明が、すっきりこないところがあるのですけれども。実施計画の中に、これはまだやりなさいとも言っていないので、検討しなさいと言われているので、検討する会議をつくるというのが実施計画の短期的取組という考えも入れないと検討できないわけですから、それは入れるということで、その検討委員会を立ち上げるというところが入ってくるのですかという質問なのですけれども、それはそれでよろしいのでしょうか。

(教育政策担当課長)

そのとおりでございます。

報告事項(4)『平成26年度 横須賀市立小・中学校学習状況調査の結果の概要について』

(教育政策担当課長)

それでは、横須賀市立小・中学校学習状況調査の結果の概要と公表について、ご報告いたします。

昨年度と同様に本年度も、市独自に業者(東京書籍)に業務委託し、横須賀市学習状況調査を実施しました。本年度は、小学校4、5年生、中学校1、2年生を対象に4月17日～25日の期間で行っております。

横須賀市学習状況調査の結果が、6月13日に業者より各学校に向けて送付されました。また、それをもとに各学校の授業改善、学力向上につながるよう、教育指導課を中心に結果の分析を行い、6月27日に「結果のまとめ」として各学校へ配付しました。今後、結果の概要について市として公表を行いますので、ご報告させていただきます。

お手元の資料は、ホームページで公表する予定のページを印刷したものです。

資料の1ページ目をご覧ください。前段では、公表するにあたって、横須賀市教育委員会として、この横須賀市学習状況調査結果を学習状況を把握する一つの資料として捉え、今後の市の教育施策の充実や学校での学習指導改善のためにしっかりと役立てていくことを示しています。また、「確かな学力」を育むためには、学校だけでなく、家庭や地域の協力が必要であることを伝えています。

調査の概略では、調査の目的、調査内容とともに、各学校の結果については、学校の序列化や過度な競争につながることはないよう、公表しないことを明記しました。

資料の2ページ目をご覧ください。小学校の教科別の結果となっています。表の見方についてご説明します。教科ごとに、調査結果を教科全体の平均正答率と共に、「基礎」と「活用」の三つの視点から表しています。また、目標値ですが、学習指導要領に示された内容について標準的な時間をかけて学んだ場合、設問ごとに正答できることを期待した児童・生徒の割合を示したものです。出題形式や解答形式の持っている特性についても考慮し、また、業者が事前にいくつかの学校で行ったプレテスト等での検証をふまえて設定しています。調査全体とは、同じ問題を受検した全国の児童・生徒全体のことで、その数は学年、教科によって違いますが、約12万から20万人です。

資料の2ページ目、3ページ目をご覧ください。

小学校の全体的な傾向についてご説明します。全体的に調査全体の数値を下回っています。基礎の定着に課題があるようです。前年度までに習得すべき学習内容を確実に身に付けていない児童が多いと考えられます。特に課題が見られる事項についても資料のように載せております。

資料の4ページ目をご覧ください

中学1年生の傾向について説明します。全体的に調査全体の数値を下回っています。基礎の定着に課題があるようです。特に数学、理科においてそれが顕著となっています。前年度までに習得すべき学習内容を確実に身に付けていない生徒が多いと考えられます。特に課題が見られる事項についても資料のように載せております。

資料の5ページ目をご覧ください。

中学2年生の傾向についてご説明します。国語、外国語については、目標値を上回っており、日頃の学習の成果が表れていると考えられます。しかし、社会、数学、理科については、調査全体を下回っており、基礎に課題が見られました。特に課題が見られる事項として、資料のように載せております。

資料の6ページ目をご覧ください。

最後に今後の必要な取組として、学校での取組、家庭での取組、教育委員会の取組と資料のように整理して載せました。学校と家庭が連携することの大切さについて、伝えていきたいと考えております。

この結果の概要についての公表は、8月下旬より、教育委員会ホームページのトップページにある「教育委員会から」に掲載する予定です。

なお、全国学力・学習状況調査については、小学校6年生、中学校3年生を対象として、4月22日に実施しました。結果の通知は8月下旬に送付されてくる予定であり、それを受けて市学習状況調査と同様に結果分析を行い、公表を行う予定でおります。

以上ご報告させていただきます。

(荒川委員)

小学生も中学生も、基礎・基本的な内容の定着に課題があるということが明らかになったということなのですけれども、そのほかについてもテストをやっている中で、顕著な、やっぱりこういうところも問題ではないかと思うようなところがあれば、教えていただきたいということと、それから最後に、今後の取組についての中で、教育委員会の取組の中に、結果等を踏まえた各学校への指導・助言というのが、どんな方法で行われているのかという、この2点をお聞きしたいと思うのですが、よろしく願いいたします。

(教育指導課長)

まず、全体を通して、特に今課題があると思っている理科教育については、かなりずっとそれを引きずっている部分がありますので、小学校から低い部分が中学校にまで影響しているという、そういうふうなところに出ていますので、そこに注目する考えであります。また放課後教室・サポートティーチャーの活用の状況によって、成果が出ている学校等がありますので、その辺の分析をしながら、各学校に伝えていきたいというふうに思っています。それからあと、各学校にこれをお伝えした上で、各学校での分析を今行っていただいているところですが、この後、全部の指導主事が担当校に出向いて、校長等々と面談いたします。その中でどういう取組をしているのかということと、こちら側で分析した結果を合わせまして、さらに今後の取組ということを考えていきたいというふうにまず考えております。

(齋藤委員長)

質問ではないのですが、6ページ目の今の荒川委員のご質問とも重なるのですが、今後の教育委員会の取組の教育委員会と学校との今後の在り方なのですが、指導主事の方が行ってくださるのは大変ありがたいのですが、学校によっていろいろ状況が違うと思うのですね。ですから、学校が例えばどういう情報をより持ってほしいとか、何かそういう学校によって今後その改善策を講じていくに当たって、例えば人手とか情報とか、いろいろ必要なのでしょうけれども、人手はいきなりはなかなか予算上のこともあって難しいかもしれませんが、情報とかそういうことで、委員会が持っているような情報で、学校が個別にこれがほしいというものがあるかどうかとか、そういうことまできめ細かに指導していただいて、とにかく各学校によっても事情はいろいろ違うと思うので、そういう学校ごとの個別性を見ながらの対応というのをぜひやっていただきたいのですが、よろしく願いいたします。

(教育指導課長)

おっしゃられること、確かにそのとおりだと思っております。今、各校にはこういうふうな趣旨で、また学校訪問を行いたいということで投げかけてありまして、その中で準備していただくこととこちら側から伝えることを、各学校ごとに想定しておりますので、きめ細かくやっていきたいと思っております。

報告事項(5)『(公益財団法人)横須賀市生涯学習財団の経営状況報告について』

(生涯学習課長)

報告事項(5)「公益財団法人 横須賀市生涯学習財団の経営状況」について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、ご報告いたします。

恐れ入りますが、「経営状況説明書」の1ページをお開きください。生涯学習財団の平成25年度の「概要」、「役員等に関する事項」が記載されております。

平成25年度は、生涯学習センターの指定管理期間の第2期の4年目にあたります。指定管理事業や受託文化事業を行いながら、財団は、次期生涯学習センター指定管理者の公募に応募し、平成26年度からの第3期の指定管理者として選考されました。

事業運営全般については、「低廉・良質」、「市民第一」、「安全安心」に基づき、よりよい市民サービスを提供するとともに、「生涯学習社会の実現」をめざした取り組みを行いました。なお、平成26年3月21日に、財団設立30周年を迎え、記念行事を開催いたしました。

2ページをお開きください。会議の開催状況として、平成25年度に実施された評議員会や理事会、監査の日程や内容が記載されております。

3ページから、平成25年度の事業実績の報告です。生涯学習財団の事業は、公益目的事業と収益事業に分かれています。

はじめに、公益目的事業をご説明いたします。

I 文化活動及び生涯学習活動の支援 1. 文化生涯学習活動支援事業の(1)文化生涯学習事業助成は、市内のグループ、個人が実施する文化事業等に対し、経費の20%、10万円を限度に助成するもので、3ページから4ページの18件に助成しました。

4ページの(2)文化施設助成は、本市文化の創造に寄与すると認められる文化施設の運営に必要な費用の一部を助成しました。

(3)文化生涯学習事業協賛は、市民の文化及び生涯学習の振興に寄与する

と認められる7つの催しの入賞者に、生涯学習財団賞を贈呈しました。また、47件の後援名義使用を承認しました。

2 文化・生涯学習情報の収集提供・学習相談事業は、講座、サークル、講師などの情報の収集、提供と生涯学習に関する学習相談を行いました。

5ページの、(1)「まなびかんニュース」の編集発行、(2)まなびかんのホームページの管理運営、5ページから6ページにかけて、(3)Yokosuka Aまなび情報の収集提供、及び7ページの(4)スキルアップ講座の開催、8ページをお開きください。(5)学習相談の5事業を実施いたしました。事業の詳細は、記載のとおりです。

9ページをお開きください。

II 文化活動及び生涯学習活動の普及 1 受託文化事業は、文化振興課から委託を受けた事業です。

(1)第66回市民文化祭において、春に2行事、秋に21行事を実施したほか、10ページ、(2)その他の受託文化事業として、組曲「横須賀」演奏会から、カジュアル・コンサートまで、記載の4事業を実施いたしました。

11ページからの 2 横須賀市市民大学事業ですが、市民の高度で多様な学習要求や現代的課題に応えるための学習機会の提供を行いました。11ページから14ページに記載の58講座を実施しました。連続講座として、学習機会の提供が少ない4月に、前期講座の一部をさきがけ講座として5講座開講し、続いて前期講座を21講座、後期講座を23講座、そのほか単発で行う特別講座を9講座、この内、小学生対象のジュニアカレッジを2講座開設しました。

15ページの 3 その他の普及事業として、文化活動や学習活動の活発化を促進するため、(1)まなびかんクラブ事業として、子ども囲碁・将棋教室、パソコン超入門教室など記載の9事業を実施いたしました。

16ページの(2)文化普及啓発事業は、第15回草花めぐりなど、記載の8事業を実施しました。

その他、17ページから記載の(3)文化的資産の保護、(4)ウェルシティ事業を実施しました。

19ページをお開きください。

III 文化及び生涯学習に関する活動拠点施設の管理運営、1 横須賀市生涯学習センターの管理運営事業として、市民大学事業をはじめとする文化及び生涯学習に関する講座など、公益目的事業を優先的に使用できるように利用計画をたて、施設の効率的な管理運営を行いました。施設利用状況等の詳細は、後ほどご覧ください。

20ページから21ページの 2 調査研究事業は、財団職員が各種研修会に参

加し、他機関との連携事業を行う中で、学習ニーズの把握や専門性の向上に努めたものです。

22 ページをお開きください。生涯学習財団は、収益事業として、

Ⅳ 「文化及び生涯学習に関する活動拠点施設の利用促進に資する事業」「1 横須賀市生涯学習センター施設の貸館」、Ⅴ 「その他公益目的事業の推進に資する事業」として、1 広報事業として、書籍「頭の自由時間」の発行と販売、2 物販事業として、過去に作成した書籍やCDの販売を行いました。

以上が、平成 25 年度の事業報告です。

続きまして、これらの事業にかかる平成 25 年度決算について、ご説明いたします。

公益財団法人である生涯学習財団は、公益法人会計基準に基づいた会計処理を行っています。

従前は、「収支予算書」や「収支決算書」による、資金の収支計算を中心とする「資金収支方式」で報告していましたが、平成 24 年度の報告から、正味財産の増加原因（収益）と正味財産の減少原因（費用）を明示し、法人全体の運営状況の効率性や収益性を表示する「損益方式」に変更になっています。

それでは、23 ページをお開きください。平成 25 年度末における財団の「財政状態」の表示を目的とした「貸借対照表」です。

24 ページをお開きください。「貸借対照表」の当年度分を「公益目的事業会計」、「収益目的事業会計」、「法人会計」の区分で示した「貸借対照表内訳表」です。それぞれの会計は、記載のとおりとなっています。なお、財団には建物、土地などの固定資産はなく、借入金などありません。

25 ページをご覧ください。「正味財産増減計算書」ですが、生涯学習財団の経営状況は、こちらの「正味財産増減計算書」で説明させていただきます。

表の一番左の欄の、科目に沿ってご説明いたします。

個々の決算額につきましては、それぞれ記載のとおりですので、省略させていただきます。

I の「一般正味財産増減の部」、「1. 経常増減の部」、「(1) 経常収益」は、生涯学習財団の収益で、「基本財産運用収益」、「特定資産運用益」、「事業収益」に分かれています。

基本財産運用益、特定資産運用益は、それぞれの資産を運用して得た受取利息です。

「事業収益」の内、受託事業収益は、文化振興課からの市民文化祭など受託文化事業の委託料、入場料収益は、カジュアル・コンサートのチケット代、指定管理料収益は、生涯学習センター指定管理事業委託料、貸館利用料収益は、生涯学習センターの有料施設の利用料、市民大学事業収益は、市民大学受講料、

広告料収益は、月刊紙のまなびかんニュースを毎月、希望者に1年間、郵送する宅配サービス代で、普及事業収益は、パソコン講座や美術館めぐりなどの事業の受講料、広報事業収益は、三浦半島植物めぐりなどの書籍販売収入です。

それでは、表の中段にあります、太字の「経常収益計」の欄をご覧ください。経常収益の合計は、1億1,777万9,556円です。

次に、「(2) 経常費用」をご覧ください。

「経常費用」は、「事業費」と「管理費」からなっています。

「事業費」ですが、主な内訳としまして、給料手当と臨時雇賃金は、施設管理や事業運営にかかる財団職員の給料、賃金です。福利厚生費は、職員の社会保険料などです。印刷製本費は、月刊紙まなびかんニュースの印刷代などです。賃借料は、市民大学や市民文化祭などの、会場使用料などです。諸謝金は、市民大学の講師謝礼金や、市民文化祭などの、各種団体への謝礼金などです。委託費は、市民手工芸展や、市民芸能発表大会など、市民文化祭の開催委託料、市民大学のTOEIC講座の開催委託料などの経費です。

下段にある「管理費」ですが、これは、財団の総務管理にかかる支出で、給与手当、臨時雇賃金、福利厚生費、租税公課などです。

26ページをお開きください。

表の中段やや上の、「経常費用計」ですが、経常費用の事業費と管理費の合計は、1億1,802万5,505円です。

続きまして、「2. 経常外増減の部」の1行上の「当期経常増減額」をご覧ください。こちらに記載しておりますのが、「経常収益計」と「経常費用計」の差額です。当期経常増減額の合計は、△24万5,949円です。

「2. 経常外増減の部」は、「(1) 経常外収益」、「(2) 経常外費用」ともありませんでしたので、「当期一般正味財産増減額」は、△24万5,949円となりました。

Ⅱ、「指定正味財産増減の部」ですが、こちらは、昨年度からの変動はありませんでした。

以上により、最下段のⅢ、「平成25年度の正味財産期末残高」は、平成24年度より、24万5,949円の減の4億9,385万4,588円となりました。

以上が、正味財産増減計算書の説明です。

28ページをお開きください。

「正味財産増減計算表内訳表」ですが、表の上段をご覧ください。公益法人会計にのっとり、記載のとおり、公益目的事業会計、収益目的事業会計、及び法人会計に区分されております。

生涯学習財団の公益目的事業会計とは、市民の文化及び生涯学習振興に関する振興及び普及などを目的とする事業にかかる会計です。

収益目的事業会計は、市民大学などの事業に使用しない有料施設を一般市民の利用に貸出す事業など、文化及び生涯学習活動の拠点施設の利用促進に資する事業と、三浦半島植物めぐりなどの書籍販売を行う、その他公益目的事業の推進に資する事業にかかる会計です。

法人会計は、財団の総務管理にかかる会計です。

なお、表の上段の上から3行目に、事業名の記載がありますが、ここで、「(指)」と記載があるものは、指定管理事業であることを表しています。また、「(受)」と記載があるものは、受託文化事業を表しております。

それでは、これらの事業と各事業実績の該当ページについて、ご説明いたします。

公益目的事業のうち、「①支援」のうち、「支援」は、3ページから4ページの「1. 文化活動及び生涯学習活動支援事業」が該当し、「(指) 情報」は、4ページから8ページの「2. 文化・生涯学習情報の収集提供・学習相談事業」が該当します。

「②普及」のうち、「(受) 文化」は、9ページから11ページまでの「1 受託文化事業」が該当し、「(指) 市民大」は、11ページから、14ページまでの「2 横須賀市市民大学事業」が該当します。

「普及他」は、15ページから18ページの「3 その他の普及事業」が該当します。

「③管理運営」の「(指) センター」は、19ページの「1 横須賀市生涯学習センターの管理運営事業」が該当し、「調査」は、20ページ、21ページの「2 調査研究事業」が該当します。

次に29ページの収益目的事業会計ですが、「④利用促進」の「(指) センター」は、22ページのⅣの「文化及び生涯学習に関する活動拠点施設の利用促進に関する事業」が該当します。「⑤その他」の「広報他」は、22ページの「Ⅴ その他公益目的事業の推進に資する事業」が、該当します。

なお、公益目的事業会計で損失が生じた場合は、収益目的事業会計での収益を公益目的事業会計へ補完するという仕組みになっています。

また、公益財団法人の認定基準として、公益目的事業費率が、50%以上であることが必要ですが、生涯学習財団は、約70%となっています。

正味財産増減計算書のそれぞれの会計は、28ページから31ページに記載のとおりです。

32ページからは、「財務諸表に対する注記」、34ページには、「付属明細書」、35ページには、「財産目録」を記載しております。

37ページには、平成26年5月21日に実施した監査報告書を添えております。以上で、平成25年度決算の説明を終わります。

続きまして、平成 26 年度事業計画及び予算について、ご説明いたします。
38 ページをお開きください。

平成 26 年度基本方針と事業概要を記載しております。事業概要ですが、二重線の四角枠内に記載された、公益目的事業 3 事業、収益目的事業 2 事業です。こちらに変更はありません。

各実施事業は、39 ページから 50 ページに記載しております。

51 ページから 57 ページにかけては、これらの事業実施に伴う、平成 26 年度 収支予算書を記載しております。58 ページには、資金調達及び設備投資の見込みについて記載していますが、平成 26 年度の見込みはありません。

これらの事業計画書、収支予算書につきましては、平成 26 年 3 月に開催されました生涯学習財団の理事会において承認され、現在、事業を進めております。詳細につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、「公益財団法人横須賀市生涯学習財団経営状況」の説明を終わります。

(森武委員)

まずちょっと基本的な質問で整理をさせていただきたいのですが、本日、この経営状況説明書をご報告いただいている根拠というのはどういうものになるのでしょうか。

(生涯学習課長)

先ほど読み上げの中でも説明しましたが、地方自治法第 243 条の 3 の第 2 項に公益財団法人に関しては報告書を議会に提出する義務があるということで、普通、地方公共団体の長は条例の定め、今申し上げましたが、予算決算及びその状況に関して、住民に公表しなければいけないということと、議会に報告するという形になります。これは地方自治法に決められた執行の状況でございますので、議会に法定報告としてこれから出していくものです。

(森武委員)

そこも少し教えてほしいのですが、これは横須賀市生涯学習財団がもともと市がお金を出して設立されたという経緯があるからという理解でよろしいのですか。

(生涯学習課長)

公益財団法人は、もともと市が出資者として、80%以上が市の出資金が入っておりますので、出資者として、議会への報告になります。

(森武委員)

その上で、以前からお聞きしているのですけれども、一方で指定管理者として事業をお願いしているという関係にもなると思うので、財団を監督というか、こういう形で見ながら、一方で契約をしている相手先ということになると思うのですけれども、このあたり、なかなかちょっと理解しにくいところがあるのですけれども。現状もう3期目ということで、今報告がありましたけれども、この条文というのはしばらくはこの枠組みのままでやっていくという形でしか、なかなか難しいのでしょうか。

(生涯学習課長)

財団に出資をして、その途中で法改正があり、指定管理者制度が導入されました。指定管理者制度が導入された時点で、財団であっても一応公募で応募をかけるという形になります。最初の1回目は随意指定で、2回目以降は公募の指定でありましたが、2回目は複数事業者の手が挙がらず、1社だけで、3回目では2社が挙がって、財団のほう勝ちましたけれども、今後もこういう形で進めていかざるを得ないかなとは思っています。ただ、公益財団法人化が平成24年度からスタートしておりますけれども、公益財団というのは、公益事業を主体的にやることなので、収益的に余りもうけてはいけないというような制約もございますので、そのあたり、指定管理事業とそれから公益財団化の法整備との間で、今後またどのような形で国が判断していくかわかりませんが、当分の間は同じような形が続くと思われま

(森武委員)

今のご説明で大体わかったのですけれども、あと一点確認なのですけれども、これ指定管理を受けている事業の中にも、もちろん公益事業として分類されているのはあるというのでよろしいのですよね。

(生涯学習課長)

そのとおりでございます。

報告事項(6)『横須賀総合高等学校における「ガス溶接技能講習修了証」の無効の件に関し、再受講を希望しなかった者に対する損害賠償金支払いについて(専決処分)』

(教育指導課長)

教育指導課から、横須賀総合高等学校における「ガス溶接技能講習修了証」

の無効の件に関し、再受講を希望しなかった者に対する損害賠償金支払いについて、ご報告いたします。

平成26年4月18日付神奈川労働局長通知「登録有効期間満了後に実施したガス溶接技能講習の取扱について」により、平成21年3月31日以降に横須賀総合高等学校で実施されたガス溶接技能講習によって交付した「ガス溶接技能講習修了証」(117人分)が無効となりました。

本件判明後、学校は無効とされた修了証を発行した受講者全員に連絡をし、説明及び謝罪を行い、講習の再受講を希望しない者、52名に対し、民法上の損害賠償金として、受講料、交通費等について支払うことを検討し、その要した経費に関する調査のため申告書を送付いたしました。

申告書を送付した52名のうち、33名より回答があり、学校が金額について確認の上、相手方へ損害賠償金を支払うことにいたしました。損害賠償金の現時点での総額は、3万9,440円です。

損害賠償金の支払いについては、相手側に対し、急ぎ支出するため、平成26年7月22日をもって市長が支払いに係る専決処分を行いました。

申告書の返送がない19名については、今後も引き続き連絡をとり、確認がとれ次第、損害賠償金の支払い手続きを進めていきます。

なお、本件は第3回市議会定例会、教育福祉常任委員会で報告いたします。
以上で説明を終わらせていただきます。

(森武委員)

ちょっと教えてほしいのですけれども、この損害賠償金として、受講料、交通費等について支払うことを検討し、ということですが、この受講料と交通費というのは何をあらわしているのですか。

(教育指導課長)

受講料につきましては、テキスト代等が1,000円かかっております。その分が受けられないといった部分の1,000円でございます。それから交通費については、夏季休業中等に実施した講習で、当時、定期券等が切れていて、自費で通学をした、そういうような受講を受けた者に対しての交通費でございます。

(森武委員)

そうしますと、この受講料というのは当時、受講した時点での要は免許が無効になったので、その受講料を返すという話と、そのときに当時通学するときに費用が発生した者について支払ったという理解でよろしいわけですか。

(教育指導課長)

そのとおりでございます。

(森武委員)

そうしますと、ほかの方には再度講習を実施して免許を交付したというお話をお伺いしたと思うのですが、そちらはもう終わっているのかと、そちらに関しては、何か補償をする必要はないのかというところをお教えいただけますでしょうか。

(教育指導課長)

現在、再受講していただいている方々について、もう既に終わっている方もおりますけれども、この方々の受講料については、当時のものをそのまま受講するという形で、いわゆる受けていただくことによってこの1,000円については相殺という形になると思います。それから、それ以外の部分につきましては、再受講の経費といたしまして、保険代、交通費等、これについては学校のほうで報償費等を出しております。

(森武委員)

そうしますと、損害賠償としてではなくて、交通費を、保険は学校で団体で入れば、学校からお金を払うのはわかると思うのですが、交通費は個人に渡さないといけないと思うのですが、それについても学校の別の費目から実質的には払っているという理解でよろしいわけですか。

(教育指導課長)

そのとおりでございます。現在のところ報告を受けている中では、1回支出済みということで、報償費といたしますと5,244円の支出をしております。

(森武委員)

あともう一点、この賠償金を支払えば、この人たちに関しては、もうある意味、これ以上の補償をする必要はないのかという、あるいは仮に向こうから何かを請求された場合に、支払わないといけない、これでもう終わりなのかというのが一点と、あとこれに関しては、ちょっと私も前から気になっていたので、当時の古い話なので、なかなか難しいと思うのですが、これに対して責任の所在を明らかにして、例えば何らかの処分なり、何かそういう整理というのはされたのでしょうか。

(教育指導課長)

学校側とまず当時の状況の確認をいたしまして、どういう経緯でこういうふうなことになったのかということの整理いたしました。ただ、その分で、責任の所在で、どの人間がという部分がちょっとわからない部分もまだあります。それで処分についてはまだできておりません。また、それについての検討は、今こちらのほうとしてはやっていない状況でございます。

それから、もう一つ、この損賠賠償を行うに当たって、いわゆる示談という形での署名等お願いしておりますので、それによって次のこの先にまた何か起こるということは考えておりません。

(森武委員)

今、後半のほうはよくわかりました。前半のほうなのですからけれども、当時の方がもう例えば退職されていれば、これはさかのぼってというか、その方を処分することはできないので、ある意味、責任を明らかにした上で処分ができないから終わっているのかと思っていたのですけれども、それはまだ、では調査もしていないというか、調査中ということなのですね。

(教育指導課長)

つまり、今、委員おっしゃられたように、いられない方もいますので、そのところで処分について考えてはいません。

(森武委員)

そうしますと、最初の言葉は少し間違いで、一応調査をしたけれども、処分に至るかの方は、実際、処分できる方がいなかったのが調査を打ち切ったという理解でよろしいのですか。

(教育指導課長)

申し訳ありません。そのとおりでございます。

報告事項(7)『市立幼稚園の保育料について』

(教育指導課長)

では、教育指導課から、市立幼稚園の保育料についてご報告いたします。

平成27年度より、国の新しい「子ども・子育て支援新制度」が開始されます。幼稚園については、従来の幼稚園として存続、幼稚園型認定こども園への移行、

幼保連携型認定こども園への移行と、3つの選択肢があります。諏訪、大楠、2園の市立幼稚園についてですが、本市の施設配置適正化計画（案）の中での廃園という位置づけ、現在の入園・在園状況等から考えますと、認定こども園の移行は困難であり、従来通りの幼稚園として存続することが唯一の選択肢と考えます。

幼稚園として存続した場合は、施設型給付へ移行するか否かを選択することになります。施設給付型は、園の運営等に関する新制度下における財政的措置です。施設型給付への移行を選択した場合、保育料について市町村民税の所得割額に応じた応能負担による体系になるため、現在、一律1万1,000円の市立幼稚園に関しては、大幅な値上がりとなるものが出る可能性もあります。

現在の保育料は、平成24年度から約1.75倍に値上げを行い、新入園児より適用されているものであり、まだ3年目に入ったばかりです。新たなサービスを伴わない短期間での保育料値上げとなる可能性がある施設型給付への移行は、園児保護者の理解が得られないと考えられます。また、今後、廃園へ向けてのさまざまな検討を行い、関係者への周知、説明を行っていくところを勘案し、従来どおりの幼稚園としての運営を続け、保育料について現状で据え置くことが適切であると判断いたしました。

以上で市立幼稚園の保育料についての説明を終わります。

(質問なし)

報告事項（8）『損害賠償請求事件について』

(支援教育課長)

横須賀市及び当該事件に関係する加害児童の父・母を被告とする損害賠償請求事件が提訴され、口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状、訴状が横浜地方裁判所より送達されてまいりましたので、ここに報告させていただきます。

まず、1の提訴について、及び2の口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状については、記載のとおりです。

次に、3の提訴の概要についてですが、(1) 訴訟物の価格は、3,541,978円です。(2) 請求の趣旨ですが、ア 損害賠償金の請求。イ 訴訟費用の被告負担となっています。

(3) 請求の原因ですが、ア 事実経過の要旨は、次のとおりです。

平成22年9月16日、原告は、同級生の被告（加害児童の父・母）の子に頸部を絞められ、意識を失って転倒し、上記絞頸行為の後、原告は、「頻尿」「頭痛」

「意識消失」を呈するようになりました。

その後も、被告（加害児童の父・母）の子による原告への絞頸行為が続いていたので、原告の両親は、教諭（担任）に対し、被告（加害児童の父・母）の子による原告に対する絞頸行為の再発防止措置を講じるよう懇請しましたが、平成22年11月25日に、再度、被告（加害児童の父・母）の子による原告への絞頸行為が行われ、原告は、意識を消失しました。

平成23年5月、原告は、「心因性意識障害」の診断を受けました。イ 責任原因は、次のとおりです。

学校管理下で起きた、被告（加害児童の父・母）の子の絞頸行為によって、原告が「心因性意識障害等」を発生したことについて、被告市（横須賀市）は、再発予防措置を講じるべき教育関係上の安全配慮義務を負っていたにもかかわらず、措置を講じませんでした。

本事件は、上記内容に関して、原告が本市に対して、総額で3,541,978円の損害賠償を求めたものです。

なお、本市の対応については、第1回の口頭弁論において、原告の本市に対する請求を棄却する判決を求める答弁を行う予定となっています。

以上で、損害賠償請求事件の提訴についての報告を終わります。

（質問なし）

報告事項（9）『学校事故について（経過報告）』

（学校保健課長）

それでは、報告事項9「学校事故について（経過報告）」をご説明いたします。

本件は、平成25年8月16日の教育委員会臨時会で最初に報告いたしました学校事故の第7回目の経過報告になります。

平成24年9月19日に発生した学校事故に関しまして、示談前ではありますが、平成26年8月に、療養に必要な経費の一部を損害賠償金の内払いとして、292,976円をお支払いしました。

これにより、これまでにお支払いした損害賠償金の内払いの総額は、1,156,186円となります。

本件は、本年第3回市議会定例会教育福祉常任委員会で、報告いたします。

事故の概要及び事故後の経過につきましては、資料下段に参考として記載させていただきます。

今後とも、学校と連携し、誠意をもって、丁寧に対応してまいります。

以上で、「学校事故について（経過報告）」の説明を終わらせていただきます。

（質問なし）

報告事項（10）『スクールランチ充実の取り組み（第2回試行）結果について』

（学校保健課長）

それでは、報告事項の（10）平成26年度「スクールランチ充実の取り組み（第2回試行）結果について～（仮称）横須賀給食弁当実施事業～」についてご報告いたします。

スクールランチ充実の取り組みのとして、第2回試行結果について、アンケートや事業者ヒアリングなどをもとに、まとめましたので、ご報告いたします。

冊子の2ページをお開きください。「2 試行の概要」からご説明いたします。試行の期間は、6月23日（月）から7月4日（金）までの10日間で、試行の内容としては、教育委員会の管理栄養士が小学校給食のメニューをアレンジした献立を作成し、各学校の弁当事業者に提供してもらいました。

価格は、対象校全校統一で、並盛が税込410円、大盛450円、小盛390円としました。試行の対象校は、追浜、常葉、馬堀、浦賀、武山の5中学校で、いずれも第1回試行を実施した学校です。

1枚おめくりいただき、5ページをお開きください。「（2）アンケート等の検証について」をご覧ください。生徒、保護者、教職員の各アンケート、および学校からの意見を参考に検証しました。

生徒、保護者については、前回の試行と比較するため、各学校の2年生からそれぞれ2クラスずつを対象に実施しました。

なお、アンケート結果の詳細につきましては、11ページ以降に掲載していますので、後ほどご確認ください。

それではまず、「① 注文について」ですが、平均注文率は、前回の14.7%から、今回は6.4%と大きく減少しました。期間中に1回でも注文した生徒も、前回の29.0%から、今回は19.1%となり減少しました。前回注文した生徒の53.3%が今回は注文しておらず、前回の試行で内容などに不満があったため、今回は注文しなかったといった意見もありました。

次に、「② 味について」ですが、「おいしかった」が55.2%と半数を超えるなど、良い評価でした。前回の試行は、1月末と寒い時期であったこともあり、「冷たい」という意見が非常に多かったのですが、今回は夏場であったため、そういった意見は、ほとんど出ませんでした。また、給食献立は薄味で弁当に向か

ないという意見もありました。

次に、「③ ごはんの量について」ですが、ごはんの量は、前回同様「大盛」「並盛」「小盛」としました。・「大盛」を選択した生徒で「少ない」と回答した率は、前回に比べて減少しましたが、「小盛」を選択した生徒が「多い」と回答した率は増加しました。

次に、「④ 価格について」ですが、・前は大盛・並盛・小盛とも、税込400円に統一しましたが、今回は増税等を考慮し、税込で、大盛450円、並盛410円、小盛390円としました。アンケートでは価格について、65.8%が「普通」と回答しましたが、32.9%は「高い」と回答していきまして、自由意見欄には、前回同様「毎日注文するには高い」、「給食と比較すると高い」といった意見もありました。ごはんの量によって別価格設定とすることについては、76.1%の保護者が「価格が異なるのは仕方がない」と回答し、一定の理解があったと考えています。

1枚おめくりいただき、6ページをお開きください。

次に、「⑤ 事前予約について」ですが、・事業者の食材調達などの関係で、今回も事前予約としました。

代金については、前は事前予約したうえで、当日徴収でしたが、注文したことを忘れる生徒も多く、当日の集金が大変であったため、今回は、予約時に1週間分をまとめて徴収しました。しかし、当日に急に弁当を作れなくなった時に頼めなくなるのが問題という意見が、保護者や教職員から多く、また生徒からも事前予約は、面倒であるとの意見がありました。

次に、「⑥ 学校での課題について」ですが、朝の忙しい時間帯に、生徒の欠席とキャンセルの確認を毎日行わなければならなかったこと、当日の集金がなくなった反面、発注前の集計を1週間分まとめて行うため時間がかかり、追加の配置が必要になったこと、など様々な形で教職員の負担となってしまいました。また、それ以外にも集金箱のセキュリティーが不安であった、書式が使いにくかったなどの意見もありました。

次に、「⑦ 完全給食の要望について」ですが、保護者からは、完全給食を希望する意見が多く寄せられました。その一方で、家庭から持参する弁当が、親子のコミュニケーションを担っているという意見もありました。

教職員からは、現状どおり、家庭からの弁当持参を基本とし、持参できない場合は、当日にスクールランチで対応する方が良いという意見が多く、完全給食の実施に反対する意見もありました。

次に、「⑧ 今後の注文について」ですが、今後の注文意向については、第1回と大きな差は見られませんでした。「あまり注文したくない」「注文しない」理由としては、生徒は「家から弁当を持ってくるから」が、また、保護者は「事

前予約では注文するのが不便だから」が一番多くありました。

次に、「⑨ その他」についてですが、現実には、生徒が野菜を多く残しており、栄養バランスを考えても食べてなければ、給食献立弁当の意味がないのではという意見がありました。

また、当日に弁当注文ができなかった影響で、通常よりパン注文が増えています。

次に、「(3) 事業者へのヒアリングの検証」についてです。

今回試行に参加しました5事業者に、試行終了後にヒアリングした結果を整理しました。まず、「① 価格設定について」ですが、前回の試行のように、同一価格で提供するよりは、ごはんの量によって、別価格を設定したことで、経費の負担が軽減されたとの話がありました。

次に、「②注文数について」ですが、今回は、普段の注文弁当に近い注文数しかなく、魚のメニューの日には、他の日の半分近くしか注文数がありませんでした。

事業者からは、今回も食材原価が高く、加えて、前回よりも注文数が減ったため、もう少し注文数が増えないと、長期的に継続していくことは厳しいとの意見がありました。

次に、「③代金の支払い・キャンセルについて」ですが、事前に代金をまとめて支払うこと、キャンセル分について1週間分まとめて返金することに、大きな問題はありませんでした。

1枚おめくりいただきまして、8ページをご覧ください。「④ 当日注文での課題」ですが、当日注文の場合、見込みで食材を仕入れる方法になり、食材ロスが増えるため、経費の面では厳しいという話のほか、一部の事業者からは、注文数が急激に増えた場合に、作業的に当日対応が難しいこと、食材を多めに仕入れた場合に、店舗の保管スペースでは対応しきれないという話もありました。

次に、「⑤その他」としては、容器の課題やアレルギー対応が難しいことなどについて意見がありました。

次に、9ページをご覧ください。「4 検討課題」についてです。アンケートや事業者ヒアリングなどの結果から、今後、検討していく課題について整理しました。

まず、「(1) 注文方法について」ですが、今回も事業者が対応困難であったため事前予約とし、支払い方法などを変更しました。しかし、事前予約では、生徒が注文したかどうかの確認、欠席時のキャンセル連絡などで、当日注文で実施している、普段のスクールランチよりも教職員の負担は増えました。また、保護者からも、当日注文できないことの不便さについて、多くの意見がありま

した。一方、事業者は、給食献立の内容で、当日注文に対応することは、困難な状況となっています。仮に当日注文となると、食数を予想して見込みで食材を仕入れますが、注文数が予想を大きく上回った場合、対応しきれないことも考えられますし、逆に、注文数が予想を大きく下回り、食材が多く残ってしまった場合、残った食材を、他の弁当メニューに転用することが難しい事業者もあり、食材ロス負担が大きくなってしまいます。そのため、給食献立でなくても、栄養面のバランスを考慮しながら事業者別の献立を用意し、食材調達などで事業者負担をかけないような献立とすることで、当日注文とするための方策を検討する必要があります。

次に、「(2) ごはんの量の設定について」ですが、「大盛」を注文した生徒が、「少ない」と回答した割合は減少し、事業者からは、現在の弁当容器の容量では、今以上のごはんの盛り付けは、難しいという意見もあり、今回の試行以上の量の大盛の設定は難しい状況です。一方、「小盛」については、「多い」と回答した生徒が多かったことから、さらに重量を減らす検討が必要になると考えています。食べる量については個人差が大きく、引き続き大盛・並盛・小盛を設定することが望ましいと考えています。

次に、「(3) 価格設定について」ですが、「大盛」「並盛」「小盛」ともごはんの量を指定しているため、事業者の食材費負担も考慮すると、別価格を設定することが望ましい状況です。保護者からは継続して注文するには高いという意見がある一方で、事業者からは消費税の増税等もあり、現在より価格を引き下げるとは困難との意見があります。そのため、価格面で保護者負担を軽減するには、公費による補助などが必要と考えられますが、公平性などに課題があり、慎重に検討する必要があります。

次に、「(4) 保温について」ですが、今回の試行では、6月から7月にかけて実施したこと、注文数が前回よりも少なく、喫食までの時間が短かったことから、「冷たい」という意見はほとんどありませんでした。季節によっては、保温しないと冷えてしまいますが、保温すると雑菌が繁殖しやすくなるため、保温性のある容器やコンテナの利用などは慎重に検討する必要があります。

次に、「(5) 献立について」ですが、継続的に実施するには、保護者が安心して注文できるように、栄養面に配慮した献立を多数設定する必要がありますが、「必ずしも給食献立でなくても良いのでは」という意見もあり、給食献立では、事業者が食材調達や調理面で負担が増えることから、給食献立以外の栄養面に配慮した献立も検討する必要があります。また、事業者が安定して提供し続けるためには、献立設定の際には、一定の注文数が確保できるよう方策を検討する必要もあります。

次に、「(6) その他」についてですが、今後、年間継続して実施する場合に

は、臨時休校や学級閉鎖が起きる可能性があります。その際の対応や費用負担などについては、事前に検討しておく必要があります。

最後に、「(7) 今後の取り組み」についてですが、今後は、2回の試行を踏まえた検討課題の解決に向け、事業者と調整を図り、当日注文での実施やそれに対応できる献立の作成などに取り組んでいきます。また、まだ1回も試行を実施していない学校もあるため、それらの学校における試行も併せて検討し、平成27年度中には、全校での継続実施を目指していきます。

以上で、「平成26年度「スクールランチ充実の取り組み（第2回試行）結果について」の報告を終わります。

(三浦委員)

7ページ、その他に、生徒が野菜を多く残していたという話がありますが、これは話だけで、実際には検証はしていないのですか。

(学校保健課長)

当日残して、残した物、その容器は現場にいる臨時職員が回収をするのですが、けれども、もう業者がその日に取りに来てしまいますので、その重さをはかるとか、そういったことは今回はやっておりません。

(三浦委員)

前はそういう話が出ていなかったのですけれども。

(学校保健課長)

前は、そういう野菜が残ったとかということは、特に現場の臨時職員の方からは報告はありませんでした。

(三浦委員)

ここに栄養バランスを考えても、給食はもうカロリーと、それから栄養バランスがちゃんとなっていますので、それを給食として出しても実際に食べなければしょうがないというご意見、これは夏で味が悪かったから食べなかったのか、普段から食べないのか、その辺もあわせて今後調べられたら、栄養という観点では非常に役に立つのではないかと思います。

(学校保健課長)

実際、小学校の給食の例等もございますので、特に高学年、中学生に近い児童の状況も参考にしながら、こちらのお弁当のほうにちょっとこういった形で

生かせるかという、献立の内容という部分を参考に検討したいと思います。

(森武委員)

10 ページの一番最後のところなのですが、今後の取り組みで、まだ試行を実施していない学校における試行についてもあわせて検討しながら、平成27年度中に全校での継続実施を目指していくと書かれているのですが、これは試行をしていないところを試行するのか、それとももう27年度中には全ての学校でずっと常時やるようなことを目指しているという、ちょっとこの表現はどっちなのでしょう。

(学校保健課長)

試行していない学校における試行についても、今年度内にそれをやるかどうかという検討をという趣旨で記載させていただいております。

(森武委員)

その試行をする、しないの有無にかかわらず、27年度中に全校での継続実施というのは、これはもう試行でなくて、本当の運用を始めるということですか。

(学校保健課長)

現時点ではそのような方向で考えております。

報告事項 (11) 『全国高等学校総合体育大会について』

報告事項 (12) 『中学校全国・関東大会出場選手激励会について』

(スポーツ課長)

はじめに、全国高等学校総合体育大会についてご報告させていただきます。

全国高等学校総合体育大会は、通称インターハイと呼ばれ、高校スポーツの最高峰の大会として広く知られているところです。

今年度は、神奈川県と、東京都、千葉県、山梨県の1都3県で構成される「南関東ブロック」での開催となり、本市では、8月2日から5日にかけて、横須賀市総合体育会館にてレスリング競技大会を行いました。

資料にお示ししましたとおり、参加選手数は、男子876名、女子57名のほり、また、全国各地から多くの観客の皆さまをお迎えし、盛大に開催することができました。

市内からは、横浜修悠館高校として、陸上自衛隊高等工科大学が団体戦、個

人戦で出場したほか、湘南学院高校、三浦学苑高校の生徒が大会運営に携わり、市立横須賀総合高校のものづくり研究部には、会場に設置する顔だしパネルを作成していただきました。また、上町商店街を中心に近隣の商店街等にご協力をいただき、会場周辺にのぼり旗やポスターを掲出することで、全国各地からの来会者への歓迎体制を整え、大会を盛り上げていただきました。

開会式にご出席くださいました委員の皆さまを始め、多くの皆さまにご協力をいただき、大きな事故なく、無事予定どおり開催できましたことを、ここにご報告いたします。

引き続き、8月4日に行いました「中学校全国・関東大会出場選手激励会」についてご報告させていただきます。

この会は、横須賀ブロック地区予選、さらに神奈川県予選を突破し、全国・関東中学校体育大会への出場を決めた生徒を対象に、例年8月上旬に行っているものであります。

今年は、団体種目を中心に、好成績を収めた生徒が非常に多く、91人の生徒を対象に行いました。

2ページから5ページにかけて、8月4日（激励会開催日）時点での出場者一覧をお示ししましたが、激励会を開催したのちに行われました関東大会で、横須賀学院中学校の男子ソフトボール部が3位となり、さらに全国大会への進出を決めております。

全国大会については、日程をお示ししましたとおり、ちょうど今週開催されているところです。

結果につきましては、次回定例会の際に改めてご報告させていただきますので、今後ともご支援のほどよろしくお願いいたします。

スポーツ課からの報告は以上でございます。

（質問なし）

報告事項（13）『美術館運営改革プロジェクトチームからの横須賀美術館の在り方についての「中間報告書」の提出について』

（美術館運営課長）

それでは、「美術館運営改革プロジェクトチームからの横須賀美術館の在り方についての「中間報告書」の提出について」報告いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料「報告事項（13）」をご覧ください。

はじめに、「1 美術館運営改革プロジェクトチームについて」ですが、平成23年度に美術館の運営改革を検討するための組織として、「美術館運営方法検討委員会」を設置し、同年10月に「美術館運営改革プロジェクトチーム」へと移行しました。

プロジェクトチームは、政策推進部、財政部、経済部、教育委員会の課長級職員、平成26年度は9人で構成されております。

「2 中間報告書について」ですが、これまでプロジェクトチームによる会議を計6回重ねた結果、美術館の在り方として、今後の美術館の方向性、美術館を市長部局へ移管することなどについてまとめた中間報告書が、8月15日付けで、教育委員会へ提出されました。

「3 今後について」ですが、今後は、中間報告書に記載された方向性に沿って、美術館の運営改革を進めていきたいと考えております。

そのためには、教育委員会会議においてご議論いただくとともに、市議会や関係機関からご意見をいただき、引き続きプロジェクトチームでの十分な検討を行い、平成27年4月を目途に市長部局へ移管することを考えております。

次に、添付資料の別紙1～3についてご説明します。1枚おめくりいただき、別紙1 中間報告書をご覧ください。

美術館運営改革プロジェクトチームより提出された、「横須賀美術館の在り方について」の中間報告書となります。報告書の内容について、簡単に説明させていただきます。

1ページをご覧ください。「1. 経緯」には、市議会から運営の見直しに関するご意見をいただいていることなど、美術館の運営改革を検討するに至った経緯が記載されています。

次に「2. 美術館運営改革プロジェクトチームでの検討・取組」について、平成23年度に、美術館運営改革のための庁内組織を設置し、①集客力アップ、②市民満足度の向上、③経費削減・収入増加の3つの柱を掲げ、美術館の運営改革に向けた検討を開始したこと。そのための特別企画展の試行と、試行の結果として、美術館には集客や都市イメージの向上に資することのできるポテンシャルがあることを再認識したことなどが記載され、1ページ下段の表内には、「美術館運営方法検討委員会」の開催年月日、主な議題等が、同じく、裏面の2ページには、プロジェクトチームに移行してからの計6回のプロジェクトチーム会議の開催年月日と主な議題等が記載されております。

次に3ページをご覧ください。「3. 現状」それから「4. 今後の横須賀美術館の方向性について」では、美術館の方向性が(1)から(3)の3つの項目にまとめられており、美術館の幅広い活用を図っていくために、美術館を市長部局へ移管する必要があることが書かれております。

そして裏面の4ページには、「5. 市長部局への移管についての検討」として、最後に、移管によるメリット・デメリットや、現時点での主な課題、それから参考として他都市の美術館の例についてまとめられておりますので、ご覧ください。

次のページの別紙2は、「美術館運営改革プロジェクトチーム設置要綱」、さらに別紙3は、平成23年度から26年度までの「美術館運営改革プロジェクトチーム名簿」となります。

以上で、報告を終わります。

(森武委員)

質問ではなく、ちょっと意見になるかもしれませんが、かなり大きな改革のプロジェクトチームの中間報告が出たということです。しかもこの報告書では来年4月をめどにというふうに書かれていますので、教育委員会で議論、意思決定を図る前に、社会教育委員会議に、専門的な見地で諮問していただいたほうがいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(教育総務部長)

現在、教育委員会の中に美術館は当然社会教育施設という位置づけでございますので、今、森武委員がおっしゃったような社会教育委員会のところで、やはり専門的な見地から議論していただいて、ご意見をいただいたほうが、事務局としてもよろしいかと思っております。

(齋藤委員長)

この中間報告書の4ページにも、移管によるメリットとデメリットが並列されていることもありますので、ぜひそちらの意見をお聞きいただいて、今後の検討ということにしたほうがよろしいかと思っておりますので、では、諮問をしていただくということでもよろしいでしょうか。

(教育総務部長)

よろしく申し上げます。

報告事項 (14) 『平成25年度横須賀美術館運営評価報告書について』

(美術館運営課長)

それでは、「平成25年度 横須賀美術館運営評価報告書について」、説明させ

ていただきます。

恐れ入りますが、お配りしております資料、「平成 25 年度 横須賀美術館運営評価報告書について」、をご覧ください。

なお、説明につきましては、この 1 枚目の資料の 1 から 3 までは、別添、「平成 25 年度 横須賀美術館運営評価報告書」と交互に用い、「4 平成 25 年度の評価結果について」につきましては、別添の評価報告書を用いて行わせていただきます。

「1 運営評価を行う目的」ですが、美術館の運営の状況についての評価を行い、改善を図るためです。詳細につきましては、別添「平成 25 年度 横須賀美術館 運営評価報告書」の 5 ページ、恐れ入りますが、5 ページが横向きのためページが見つらく申し訳ありません。

「横須賀美術館評価システムの全体像」をご覧ください。PDCA サイクルによる評価としております。なお、運営評価を行う法的根拠としまして、横須賀美術館 運営評価委員会条例第 1 条と、博物館法第 9 条になります。

2 の、経緯ですが、評価委員会は、美術館開館直前の平成 19 年 3 月に発足しました。以降、毎年 2～3 回の会議を行い、平成 22 年 3 月に横須賀美術館評価システム（試行版）が完成しました。翌年度から、この評価システムに基づき、一部を修正しながら毎年度、評価を行っております。

参考としまして、横須賀美術館運営評価委員会の委員の任期、委員構成、会議について、記させていただきました。

恐れ入りますが、別添、運営評価報告書の 45 ページをご覧ください。根拠となる条例を掲載しております。また、44 ページには、今回の二次評価を実施しました委員の名簿を掲載しております。

最初の資料にお戻りください。3 の、横須賀美術館の運営評価の概要ですが、記載の 5 点となります。(1) 美術館職員による自己点検である「一次評価」を行い、その結果を第三者組織である「運営評価委員会」に示し、「二次評価」を受けています。(2) 評価は年度ごととしまして、1 年間の活動を翌年度に評価しています。(3) 3 つの使命、8 つの目標に基づく事業体系による評価 と、(4) 目標ごとに達成目標（数的指標）と実施目標（質的指標）による評価ですが、恐れ入りますが、評価報告書の 3 ページ、「平成 25 年度の運営評価システム」をご覧ください。表の一番上に、使命、目標、指標と表記しており、使命の一つ目は、ローマ数字の「Ⅰ 美術を通じた交流を促進する」です。表の中段には二つ目の使命、「Ⅱ 美術に対する理解と親しみを深める」、4 ページに移りまして、三つ目の使命、「Ⅲ 訪れるすべての人にやすらぎの場を提供する」、この 3 つの使命に、それぞれ丸数字にある目標を定めております。4 ページ最下段ですが、⑧の目標は使命とは別の「経営的視点」から掲げた目標にな

ります。

丸数字の目標には、指標として「達成目標」と「実施目標」が示されております。達成目標は、定量的指標として達成すべき数値目標を、実施目標は、定性的指標として行動目標を掲げております。美術館活動は、数値だけでは測れないことから、このような2つの指標を設けております。

最初の資料にお戻りください。(5) 評価基準はわかりやすくS、A、B、C、Dまでの5段階となります。評価報告書の2ページの中段の(評価基準)の表をご覧ください。目標を達成している場合は、SとA、達成していない場合は、B～Dの3段階、このほか評価を行うにあたり、専門的内容で評価委員が判定しがたい場合として、F「判定不能」を設けています。

4 平成25年度の評価結果についてですが、別添の評価報告書から、主な内容をご説明させていただきます。

評価報告書の7ページをご覧ください。使命I 美術を通じた交流を促進する。目標① 広く認知され、多くの人にとって横須賀市を訪れる契機となる。です。

一次評価ですが、達成目標、実施目標ともにBとしました。まず、達成目標は、年間観覧者数10万4千人に対し結果は、中段の「一次評価の理由」に記載のとおり、10万1千841人であり、B評価「目標をほぼ達成している」としました。その理由を以下に記載しております。

次に、8ページをご覧ください。実施目標は、「広報、パブリシティ活動を通じて市内外の広い層に美術館の魅力をアピールする」というものに対し、さきほど申しましたとおりB評価としました。その理由として、無料での情報掲載数、ツイッターのフォロワー数、商業撮影の件数等が目標に満たなかったものの、各指標の件数自体は増加傾向にあることについて、一定の評価ができるものと判断しました。8ページ中段から10ページ上段までに、実施した内容を記載しております。これに対する二次評価ですが、10ページ中段をご覧ください。

達成目標は一次評価どおりBですが、11ページの実施目標はA、との二次評価をいただきました。評価委員会のコメントとしまして、「量的にじゅうぶんAと評価できる。今後は、ターゲットを明確にし、企画内容に応じたメリハリのある広報活動が望まれる。」とのことでした。

なお、二次評価の表の下のコメントは、各評価委員が個別に評価した際のコメントと、会議の際の発言を掲載しております。

恐れ入りますが、25ページをご覧ください。目標④ 学校と連携し、子どもたちの美術館教育を推進する です。この目標は、2つ目の使命 美術に対する理解と親しみを深める に基づくものです。一次評価ですが、達成目標、実

施目標ともにAとしました。達成目標、「中学生以下の観覧者数2万人以上」に対し、25年度は、2万1千296人となり目標を達成しました。中段の表には22年度以降の中学生以下の観覧者数を掲載しておりますが、特に数の多かった平成23年度に次ぐ数字となっております。

26 ページをご覧ください。実施目標は、児童生徒造形作品展の開催。学校と連携し子供たちの鑑賞の場をつくる。など記載の5点としております。この目標には、一昨年度から特に力を入れてきております。一次評価の理由ですが、26 ページの中段から、27 ページの上段に記載のとおり、市内全46小学校6年生を対象とした「小学校美術館鑑賞会」、企画展ごとの親子向けギャラリーツアーや、市立の全10保育園に対して、事前授業と来館による鑑賞プログラムの実施などの取組みを行ってきたことが挙げられます。

また、横須賀市造形教育研究会に所属する教員と協力し、新たに「横須賀美術館アートカード」を制作しました。

二次評価ですが、恐れ入りますが27、28 ページをご覧ください。達成目標、実施目標ともにS評価をいただきました。評価委員会からは、達成目標では「児童生徒に対する取り組み内容が、数値目標とうまく合致しており、大きな成果につながっている。」

実施目標では「目標に対して、意識的、着実に取り組んでいる。学校との連携も積極的に行われている。」との評価コメントをいただきました。

恐れ入りますが、32 ページをご覧ください。3つ目の使命、訪れるすべての人にやすらぎの場を提供する です。

目標⑥ 利用者にとって心地よい空間、サービスを提供する。 です。ここでは、来館者へのホスピタリティに関する項目です。

一次評価ですが、達成目標はB、実施目標はAとしました。達成目標は、館内アメニティ満足度91%以上、スタッフ対応の満足度80%以上としております。本来は100%を目指すものですが、現実的で、かつ高い目標として、これまでの最高を上回る数値を目標としております。

32 ページ下段の表にあるように、25年度は、館内アメニティ満足度が前年度より少し上がり88.8%に、スタッフ対応満足度は前年度より少し下がって78.5%となり、ともに目標に到達しませんでした。一次評価の理由は、以下に記載のとおりです。

恐れ入りますが、33 ページをご覧ください。メンテナンスや館内清掃、受託事業者との協力による来館者サービスなどを実施目標としております。一次評価の理由は33 ページから35 ページに記載のとおりです。

恐れ入りますが、35 ページ中段をご覧ください。次年度への課題として、5点の課題をあげております。優先順位をつけるなどして、予算の確保に努めて

まいります。二次評価ですが、恐れ入りますが 35, 36 ページをご覧ください。達成目標はB、実施目標はAと、ともに一次評価と同じ評価結果となりました。評価委員会からは、「目標達成には至らなかったが、大きくかけ離れているわけではない。運営側の意識に期待する」との、コメントをいただいております。個別目標についての説明は以上とさせていただきますが、今回、達成目標と実施目標を合わせた二次評価結果として、Sが4つ、Aが6つ、Bが4つ、Cが1つとの結果となりました。

全体的にみると平成24年度の評価より高くなっており、評価システムの活用による成果ともとらえております。また、一次評価、二次評価結果について、一次評価より二次評価の方が評価があがった目標は3つ、逆に、下がった目標が1つありました。

評価があがった目標が多かったことは、自らに厳しい評価をしている表れであると考えますが、今後、さらに厳しい姿勢で自己評価にのぞんでまいります。

全体としまして、目標を達成できなかった理由を今一度分析して、対応策を検討し、今年度、改善を図るため取り組んでまいります。評価報告書の説明は以上とさせていただきます。

もう一つ、別添の「平成26年度 事業計画書」を添付させていただきました。評価を行うために毎年度当初、事業計画書を提示し、これに基づき美術館職員は1年間事業に取り組み、その評価は来年度に行うこととなります。

事業計画書の説明は割愛させていただきますが、さきほどの評価報告書と同様、3つの使命、8つの目標に基づいた編成としておりますので、のちほどご覧ください。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(三浦委員)

今の全然触れられなかった29ページ、30ページなのですが、予算の関係で、高い物は買えないというのはわかるのですが、この現状でさらに観客を増やすということについて、何かアイデアをお持ちなのでしょうか。

(美術館運営課長)

この指標は、所蔵作品を充実させ適切に管理するというところで、新しい作品も収集して行って、そういうものを所蔵品展で展示していくことが本来あるべき形だと思います。ここにありまして、新しい作品の購入というのは、予算が限られている状況からなかなか難しいと思っております。こちらからなかなかお願いできることはありませんが、作品を寄贈いただくというケースもございます。それから現在持っております所蔵作品の中で、すぐには展示でき

ませんが、修復を行ったり、あるいは額装をしていくことで、展示に活用できるような作品もありますので、そういうものも活用していきながら、新しい所蔵品を見せていくことも、これからも進めていきたいと考えております。

(森武委員)

しっかりとした評価をしていただいているなという印象を持ったというのが、まず意見なのですが。それとあと一点だけちょっと細かいことをお聞きしたいのですけれども、最後に説明を省略された事業計画書なのですけれども、この表紙に6月というふうに書かれているのは、何か理由があるのでしょうか。

(美術館運営課長)

事業計画ですので、年度の最初、本来なら4月というべきなのでしょうけれども、まず市議会の後、予算があって、初めて事業が実施できるということから、3月の議会を経て4月ということです。ただ、会議が4月に開催しているわけではありませんでしたので、年度の最初が6月になりました。3月の時点で事業計画案というものを委員にお示ししてご意見をいただきまして、6月の会議で正式に認めていただいたという意味がありますので、ここに6月という記載をさせていただきました。

(森武委員)

そうしますと、年度が始まっているので、予算がついていて、実際のもは動いているのですけれども、評価委員会のほうでの事業計画が正式に認められたのは6月ということで、こういう表記になっているという理解でよろしいでしょうか。

(美術館運営課長)

おっしゃるとおりでございます。

報告事項 (15) 『横須賀美術館企画展「おいしいアート 食と美術の出会い」の開催について』

(美術館運営課長)

それでは、9月13日(土)から始まります 企画展「おいしいアート 食と美術の出会い」展の開催について、報告いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料「報告事項15」をご覧ください。

「1 展覧会名」から「4 観覧料」までは、記載のとおりです。

「5 概要」ですが、この展覧会では、芸術と食欲の秋に、目で見ても味わうアートを紹介します。

「食べる」ということは、人が生きていくうえで欠くことのできない行為であると同時に日々の楽しみのひとつでもあります。

本展覧会は、「食」をテーマに西洋の伝統的な表現から日本の現代アートまで食と美術の関係を紐解きながら、食の多彩な表現をご紹介します展覧会です。

なお、会期の最終日となる11月3日の文化の日は、無料観覧日となるほか、毎年恒例のイベント「観音崎フェスタ」も開催されますので、数多くの方々が、美術館に足を運んでくださるものと期待しております。

次に「6 関連事業」として、菓子・料理研究家の山本ゆりこさんによる講演会やワークショップを開催するほか、学芸員によるギャラリートツアーを、親子向けと一般向けで開催します。

詳しくは、チラシ裏面の関連イベントをご覧ください。

以上で報告を終わらせていただきます。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

委員長 日程第2は今後、市長が議会に提案する案件であるため、日程第3は人事案件のため、秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成26年8月22日(金) 午後0時43分

横須賀市教育委員会

委員長 齋藤道子